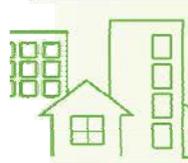


四万十市都市計画マスタープラン

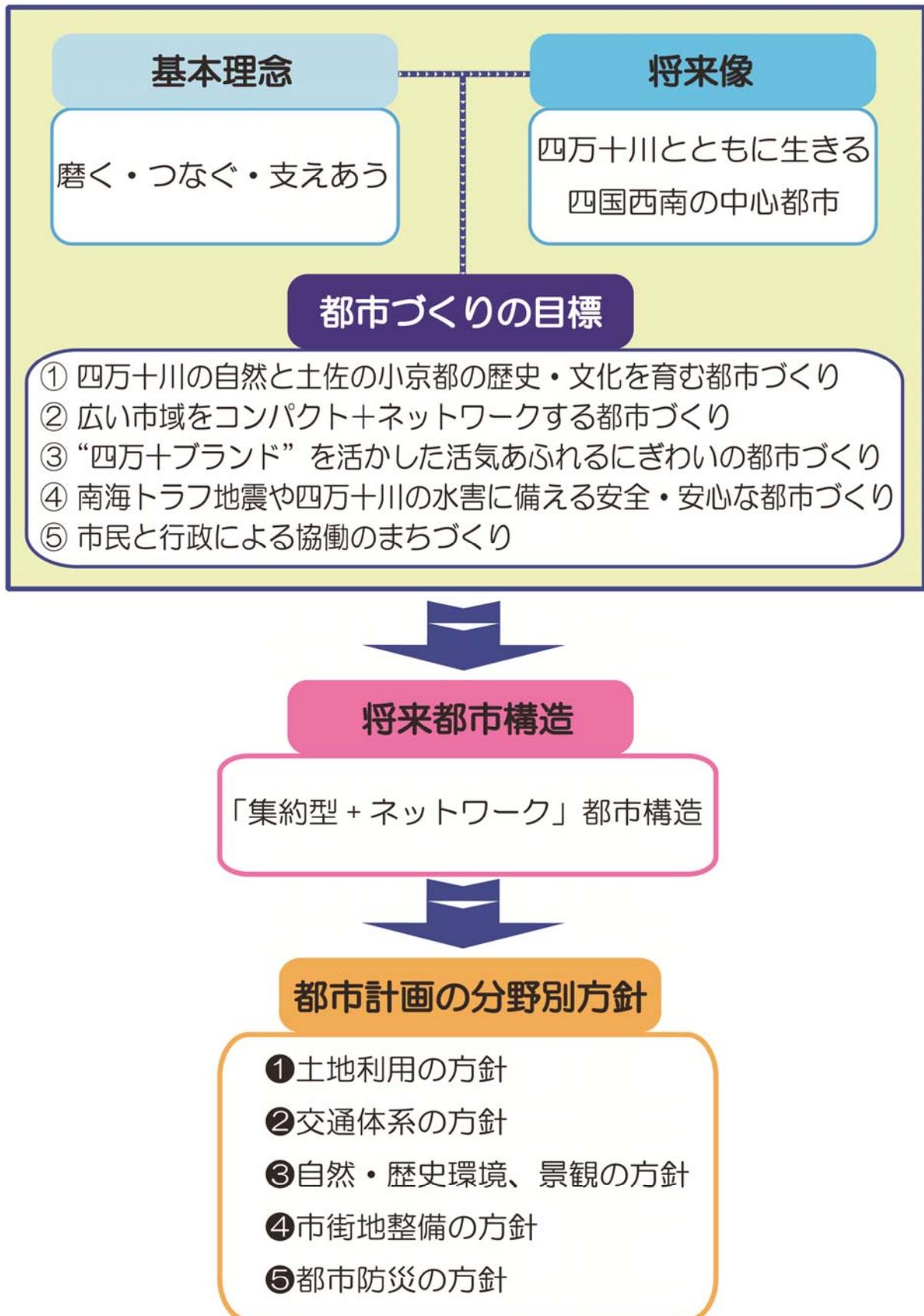
～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

第2章

全体構想



1. 全体構想の構成





2. 四万十市の将来都市像

(1) 都市づくりの基本理念と将来像

■都市づくりの基本理念 ※四万十市総合計画「基本理念」より

日本全体が本格的な少子高齢化、人口減少社会へ移行しているなかで、地球規模での環境問題を背景に、できるだけ環境への負荷を軽減するための保全対策はもとより、四万十市らしさの象徴である豊かな自然環境を活かした都市づくりが求められています。

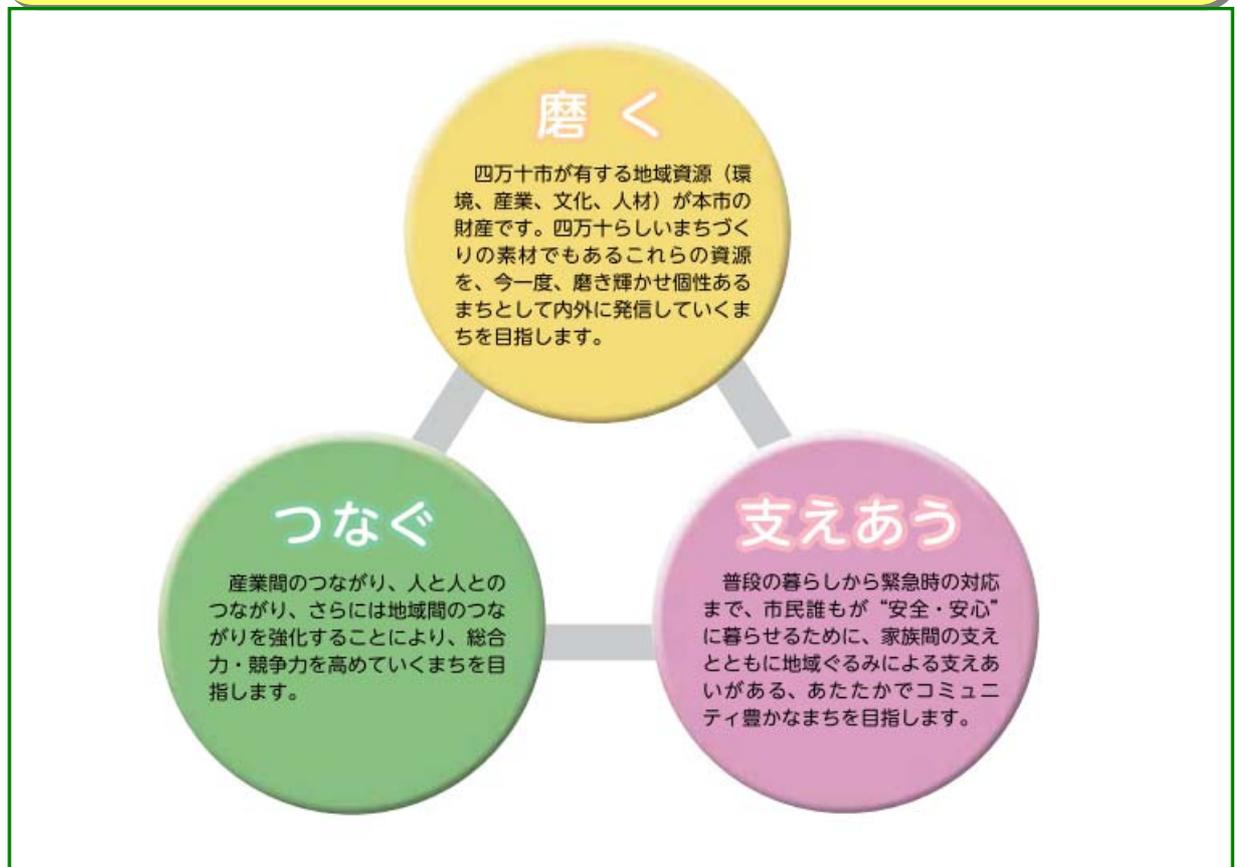
また、地方分権の進展は地域の特性に応じた都市づくりが可能となる反面、持続的な行財政運営を担保とした市民サービスの充実が求められています。そのためには、さまざまな分野で市民と行政が互いに適切な役割を担いつつ連携を強めるとともに、地域住民のコミュニティの充実を図っていくなど、「つながり」や「支えあいの心」を深めていくことが重要です。

こうした社会的背景を踏まえ、本市では、緑豊かな山々や悠然と流れる四万十川などの自然の恵みと地域風土に育まれてきた歴史や文化を財産とし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していくことが必要です。

このため、本計画に基づくまちづくりを実現するうえで、あらゆる分野において常に踏まえるべき共通の考え方として、以下のように基本理念を定めます。

【基本理念】

「磨く・つなぐ・支えあう」



■都市の将来像

都市づくりの基本理念を踏まえ、四万十川の自然やその流域に育まれた歴史・文化などの地域資源を活かした人・物などの多様な交流の創出、また、四国西南の中心都市として、にぎわいと活力の向上を図るとともに、豊かな自然や歴史文化と共生し、市民の安全・安心で快適な暮らしの実現を目指して、都市の将来像を次のように設定します。

【将来像】

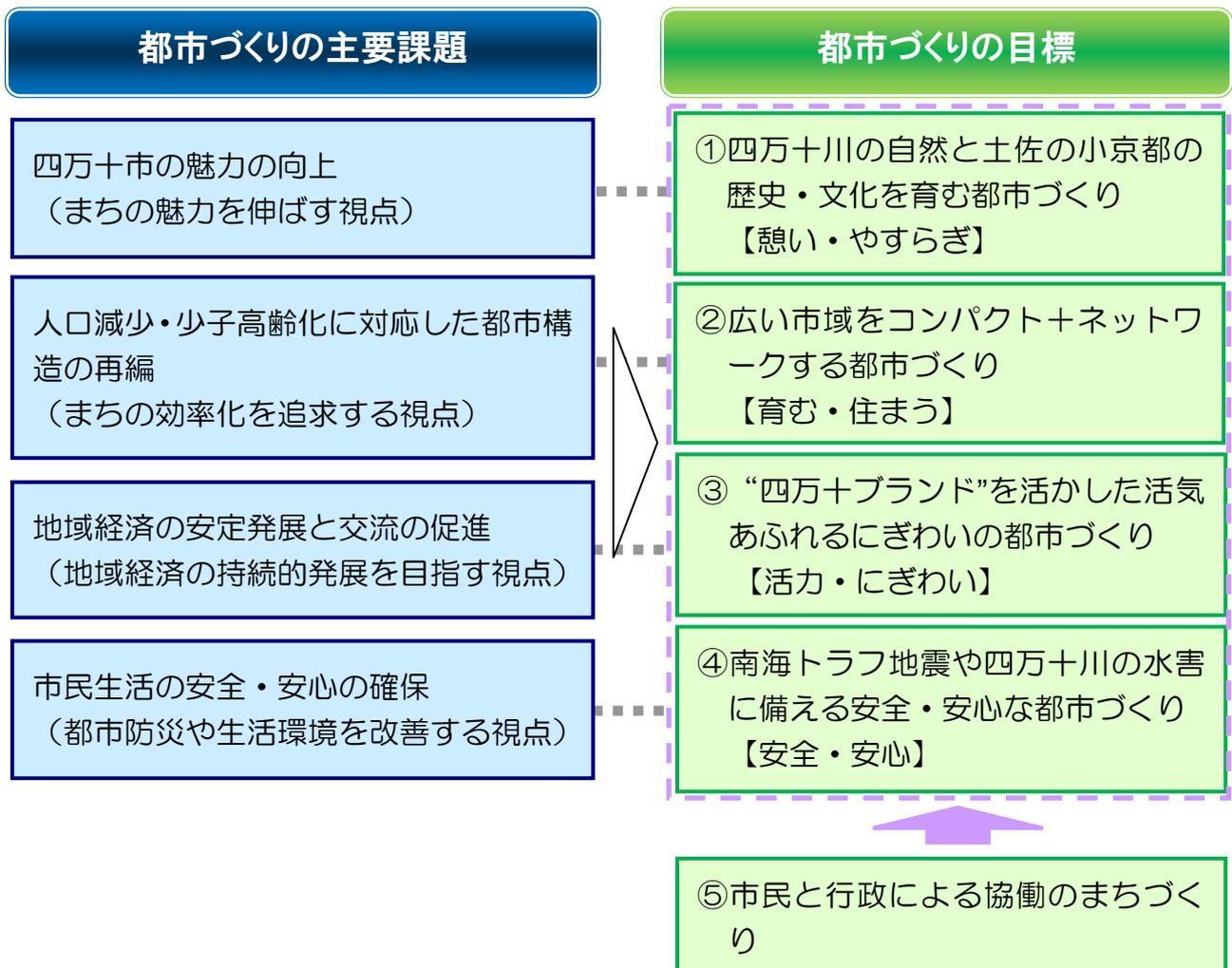
四万十川とともに生きる四国西南の中心都市

(2) 都市づくりの目標

本市が四国西南の中心都市として、地域をリードしていくためには、都市づくりの基本理念に基づき、都市の将来像を実現していくことが必要です。

そのためには、都市づくりの主要課題に対する目標を示し、市民と行政がそれぞれの役割分担のもとお互いに協力し、各種取り組みを推進していくことが重要です。

そこで、都市の現状や市民の意向などを踏まえて、以下の5つの都市づくりの目標を掲げ、分野別の都市づくり方針の取り組みを進めていきます。





① 四万十川の自然と土佐の小京都の歴史・文化を育む都市づくり

【キーワード： 憩い・やすらぎ】

日本最後の清流四万十川に代表される豊かな自然は、これまで市民生活の営みの礎にあり、本市の文化を創りあげてきた財産です。また、その風景は市民にうるおいとやすらぎを与えています。

京を模した碁盤目状のまちなみは「土佐の小京都」といわれ、土佐の三大祭の一つである「一條大祭」などが開催されているなど、歴史文化が息づく市街地が形成されています。

このような自然や歴史文化を次の世代に引き継いでいくとともに、これら資源に磨きをかけ、本市のブランドとしてその魅力をさらに高めて、市民一人ひとりが自分たちの暮らす四万十市に対して愛着と誇りを持てるようなまちづくりが必要です。

このため、四万十川の美しい景観や多様な生態系の保全に努めながら、四万十川を身近に感じられるまちづくりを進めるとともに、「土佐の小京都」にふさわしいまちなみの再生や憩いの空間の整備に取り組んでいきます。

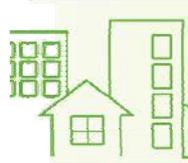
② 広い市域をコンパクト+ネットワークする都市づくり

【キーワード： 育む・住まう】

人口減少・少子高齢化社会においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトな都市づくり（コンパクトシティ+ネットワーク）の推進が求められています。

このため、市街地においては、都市機能の強化や居住を誘導するなど、高齢者や子育て世代にも対応した住環境の確保に努めていき、自家用車に過度に頼らず歩いて暮らせるまちづくりの実現を目指します。また、その他地域においては地域活力の維持、生活支援に向けた取り組みとして地域拠点や居住エリアを確保し、河川や山林、農地などの環境を守っていくとともに、拠点間を結ぶ公共交通の充実に取り組んでいきます。

さらに、四国横断自動車道によって生じる、人や物の流れを中心市街地へ引き込む交通軸の形成に努めていきます。



③ “四万十ブランド”を活かした活気あふれるにぎわいの都市づくり

【キーワード： 活力・にぎわい】

本市は、豊かな自然環境を背景に多様な農産物、全国有数の森林資源、ブランド力のある水産資源を有しています。また、四万十川という全国ブランドの資源もあり、観光面では多くの来訪があります。

しかしながら、大都市圏など人口が集中している大消費地から遠いという地理的条件もあり、物流コストが高く、企業誘致も厳しい状況から、地域経済の発展に支障をきたしています。

このため、まずは距離的ハンディを克服するため、四国横断自動車道を始めとする高規格幹線道路網の整備を強気に推進します。都市との交流や地域間連携を強めることで、産業の足腰や自力を高め、生産力や販売力の拡大に繋げていきます。

また、四万十 IC からの中心市街地にかけてはエントランス空間の整備を行うとともに、中心市街地についてはまちの顔となる施設の配置やまちなみの景観整備に努め、活気あふれるにぎわいの創出を図ります。

④ 南海トラフ地震や四万十川の水害に備える安全・安心な都市づくり

【キーワード： 安全・安心】

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまで取り組んできた防災対策の想定をはるかに超える大規模な災害で、巨大な津波により多くの尊い命が失われ、都市機能は壊滅的な被害を受けました。

このため、本市においては、「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進していきます。

また、平成 24 年 12 月に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を契機とした、社会資本の維持管理・更新への取り組みや、平成 24 年 4 月以降に相次いで発生した登下校中の児童生徒等の交通事故を受けた、通学路等の安全確保が求められています。

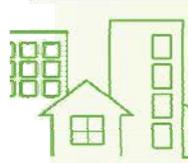
安全で安心な生活環境を確保していくため、都市基盤施設の整備と適切な維持管理、交通安全対策の強化などに取り組んでいきます。



⑤ 市民と行政による協働のまちづくり

快適で住みやすく、夢が持てるまちづくりを進める考え方は、全ての市民が共有するものです。また、誰もが平等に社会へ参加し、自由で平和に暮らせる環境にあることは、市民の共通の願いです。そのため、自治会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる地域間交流の仕組みづくりを構築し、市民総参加の協働のまちづくりに取り組んでいきます。

このような、持続したまちづくりを支えるものとして、行財政の健全で効率的運営が基盤となるものですが、少子高齢化社会を迎え、扶助費を中心とする、義務的経費が増加する傾向が顕著となるなかで、本市においても引き続き厳しい財政状況が見込まれます。このことから、最小の経費で最大の効果を生むよう、真に市民が必要とする施策への展開を図るため、計画的・総合的な行財政運営に努めていきます。



(3) 計画フレーム

1) 対象区域

本計画の対象区域は、中村都市計画区域（4,304ha）とします。

ただし、都市計画区域外の地域拠点との交流や連携など、都市づくりに必要となる事項についても対象に含めます。

2) 目標年次

本計画の基準年次は平成 29 年（2017 年）とし、長期目標年次はおおむね 20 年後の平成 49 年（2037 年）とします。

ただし、目標値の設定などを行う場合においては、中期目標年次として 10 年後の平成 39 年（2027 年）における目標値についても設定を行います。

また、上位計画等の改定などに合わせ、適宜、見直しを行っていきます。

3) 人口フレーム

将来人口目標（中期・長期）は「四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の戦略人口を踏襲して、以下のとおり設定します。

| | | 総 数 | 都市計画区域内 | 区域外 |
|-----------------------------|-----|----------|----------|---------|
| 平成 27 年（2015 年） （国勢調査結果） | 人 口 | 34,313 人 | 24,745 人 | 9,568 人 |
| 中期目標 （平成 39 年（2027 年）） | 人 口 | 30,510 人 | 22,536 人 | 7,974 人 |
| 長期目標 （平成 49 年（2037 年）） | 人 口 | 27,305 人 | 20,867 人 | 6,438 人 |

※総数の目標値は「四万十市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」による戦略人口

平成 37 年（2025 年）：31,147 人

平成 42 年（2030 年）：29,554 人

平成 47 年（2035 年）：27,972 人

平成 52 年（2040 年）：26,304 人

を基に直線補完により算定

（参考）都市計画区域内人口の目標値は、高知県の「幡多圏域都市計画区域マスタープラン（平成 29 年度策定予定）」で示される「人口の推移と見通し」の都市計画区域内の将来人口推計手法と同手法により算定しています。

幡多圏域都市計画区域マスタープラン

「四万十市の人口の推移と見通し」より

都市計画区域内人口の見通し

平成 32 年（2020 年）：23,692 人

平成 37 年（2025 年）：22,863 人

平成 42 年（2030 年）：22,046 人

平成 47 年（2035 年）：21,204 人

資料：幡多圏域都市計画区域マスタープラン（素案）（高知県）



4) 市街地フレーム

本都市計画区域では、現在、以下のような住居系・商業系・工業系の市街地フレームとなる用途地域を定めています。

将来人口は減少する見通しになっていますが、これまでに現在の市街地フレームに合わせた施設等の集積によるまちづくりが進められており、これら既存ストックを活用する観点から、本計画期間内においては現在の市街地フレームを維持することを前提としています。

ただし、今後のさらなる人口減少など情勢の変化に伴い、都市機能や施設、エリアの誘導などの検討が必要となった場合には、情勢に合った適正な市街地を形成するため、新たなフレームの確保や、用途変更（用途地域の解除を含む）などの検討を行います。

①住居系市街地フレーム

| | 面積 | 容積率 | 建ぺい率 |
|--------------|---------|-------|------|
| 第1種中高層住宅専用地域 | 93.8ha | 20/10 | 6/10 |
| 第2種中高層住宅専用地域 | 46.2ha | 20/10 | 6/10 |
| 第1種住居地域 | 205.0ha | 20/10 | 6/10 |
| 第2種住居地域 | 10.6ha | 20/10 | 6/10 |
| 住居系市街地フレーム 計 | 355.6ha | — | — |

②商業系市街地フレーム

| | 面積 | 容積率 | 建ぺい率 |
|--------------|--------|-------|------|
| 近隣商業地域 | 10.0ha | 20/10 | 8/10 |
| 商業地域 | 57.0ha | 40/10 | 8/10 |
| 商業系市街地フレーム 計 | 67.0ha | — | — |

③工業系市街地フレーム

| | 面積 | 容積率 | 建ぺい率 |
|--------------|--------|-------|------|
| 準工業地域 | 71.0ha | 20/10 | 6/10 |
| 工業地域 | 8.8ha | 20/10 | 6/10 |
| 工業系市街地フレーム 計 | 79.8ha | — | — |

(平成28年12月31日現在)

(4) 将来都市構造

1) 都市軸

本市の都市軸を考えるうえでは、最後の清流四万十川と近い将来延伸する四国横断自動車道は欠かせない重要な要素です。このことから、将来都市構造の都市軸として、まず、四万十川をはじめとする1級河川を環境交流軸とします。また、四国横断自動車道を骨格として、これを補完する国道や県道、土佐くろしお鉄道を含め交通交流軸とします。

●環境交流軸

日本最後の清流四万十川をはじめとする本市の1級河川は魅力あるまちを構成する重要な要素であるため、市民や来訪者が美しい自然や文化にふれることができる、交流活動の軸として四万十川、後川、中筋川を「環境交流軸」に位置づけます。

●交通交流軸

(広域交流軸)

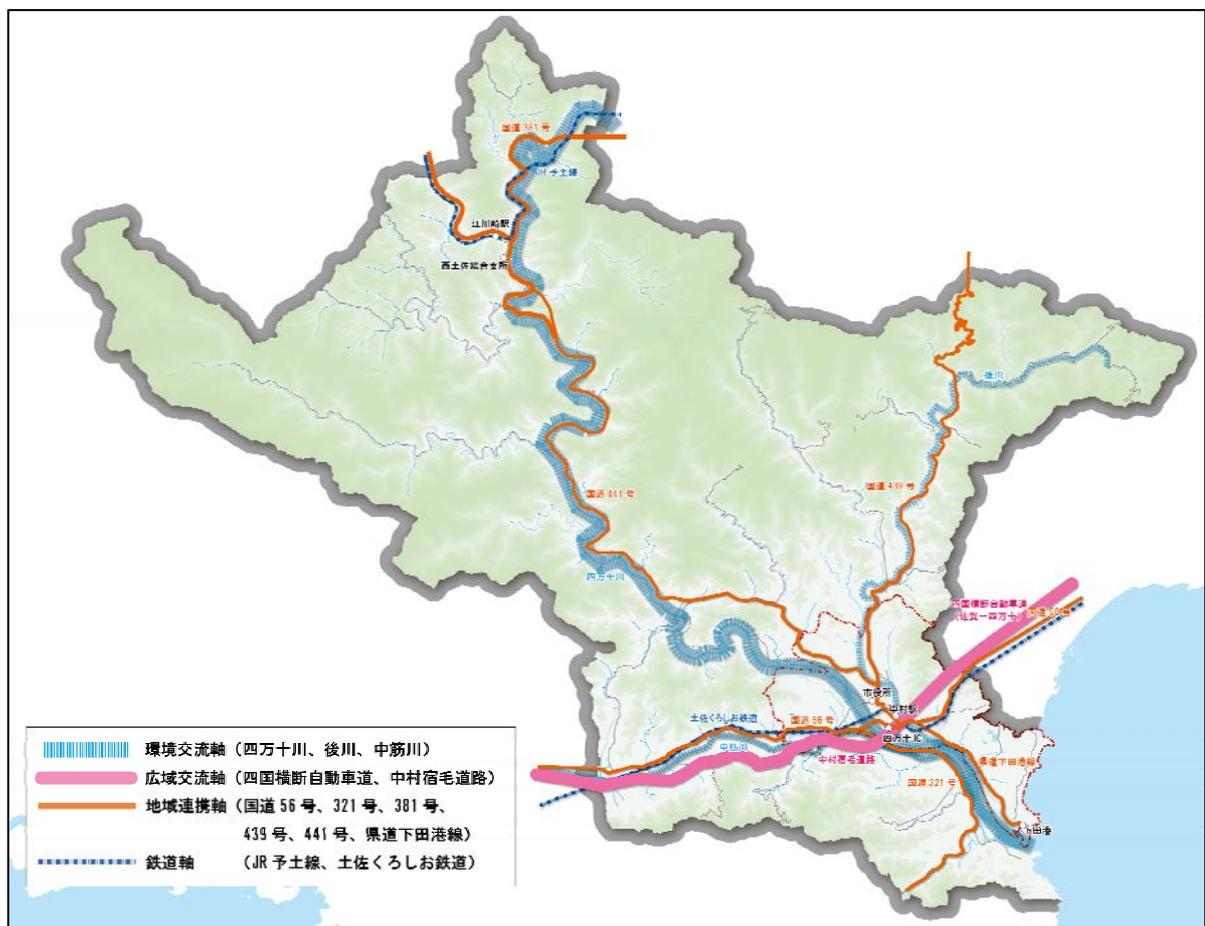
県内外の主要都市との広域的な連携を担う道路として、四国横断自動車道、中村宿毛道路を「広域交流軸」に位置づけます。

(地域連携軸)

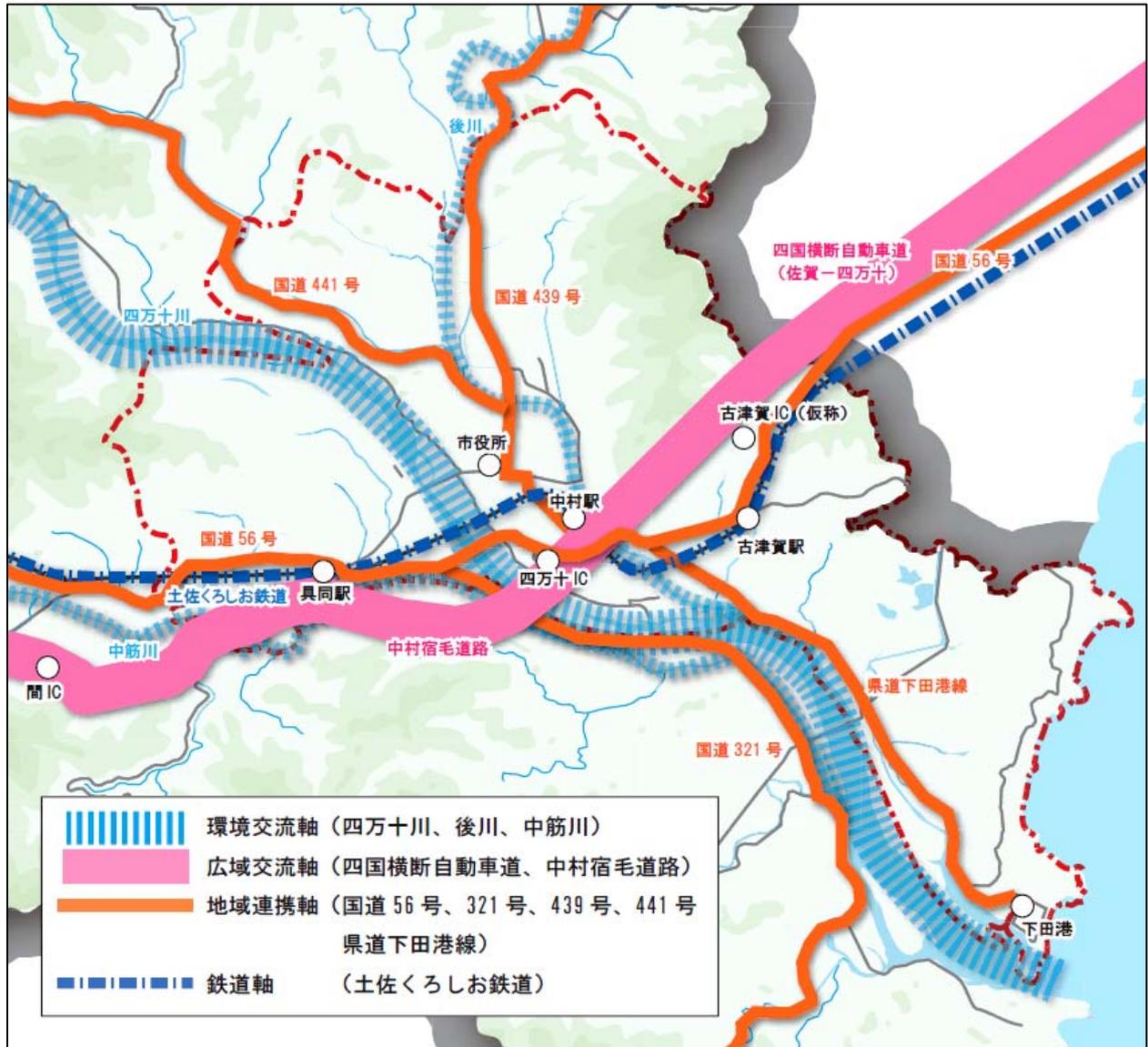
隣接市町や市内地域間の連携を担う道路として、国道56号、321号、381号、439号、441号、県道下田港線を「地域連携軸」に位置づけます。

(鉄道軸)

市内拠点間、及び市外との公共交通軸として、JR予土線、土佐くろしお鉄道を「鉄道軸」に位置づけます。



《都市軸図・市全域》



《都市軸図・都市計画区域》



2) 都市拠点

本市の都市拠点は都市軸に沿って、地域の特性に応じた都市機能と居住環境を集約・確保するため、中心拠点、生活拠点、地域拠点、交通拠点、防災拠点、郊外居住エリアの6つの拠点を構築します。

●中心拠点

にぎわいと活力の創出拠点として、商業・業務・文化・行政など多様な都市機能の集積を図るとともに、「土佐の小京都」の歴史・文化を継承する拠点として「中心拠点」を形成します。

●生活拠点

日常生活に必要な商業、福祉等の機能を有する拠点として、具同・古津賀地区に「生活拠点」を形成し、公共交通等により中心拠点との連携を図ります。

●地域拠点

北の玄関口である西土佐地域（江川崎地区）については、商業・業務・文化・行政などの一定以上の機能を有する拠点として「地域拠点」に位置づけ、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点との連携を図るとともに、中山間地域内の郊外居住エリアとの連携を図ります。

●交通拠点

中心市街地には中村駅・四万十IC、また、近隣市街地のうち具同地区には具同駅・間IC、同様に古津賀地区には古津賀駅・古津賀IC（仮称）を広域及び拠点間連携の「交通拠点」として位置づけます。

●防災拠点

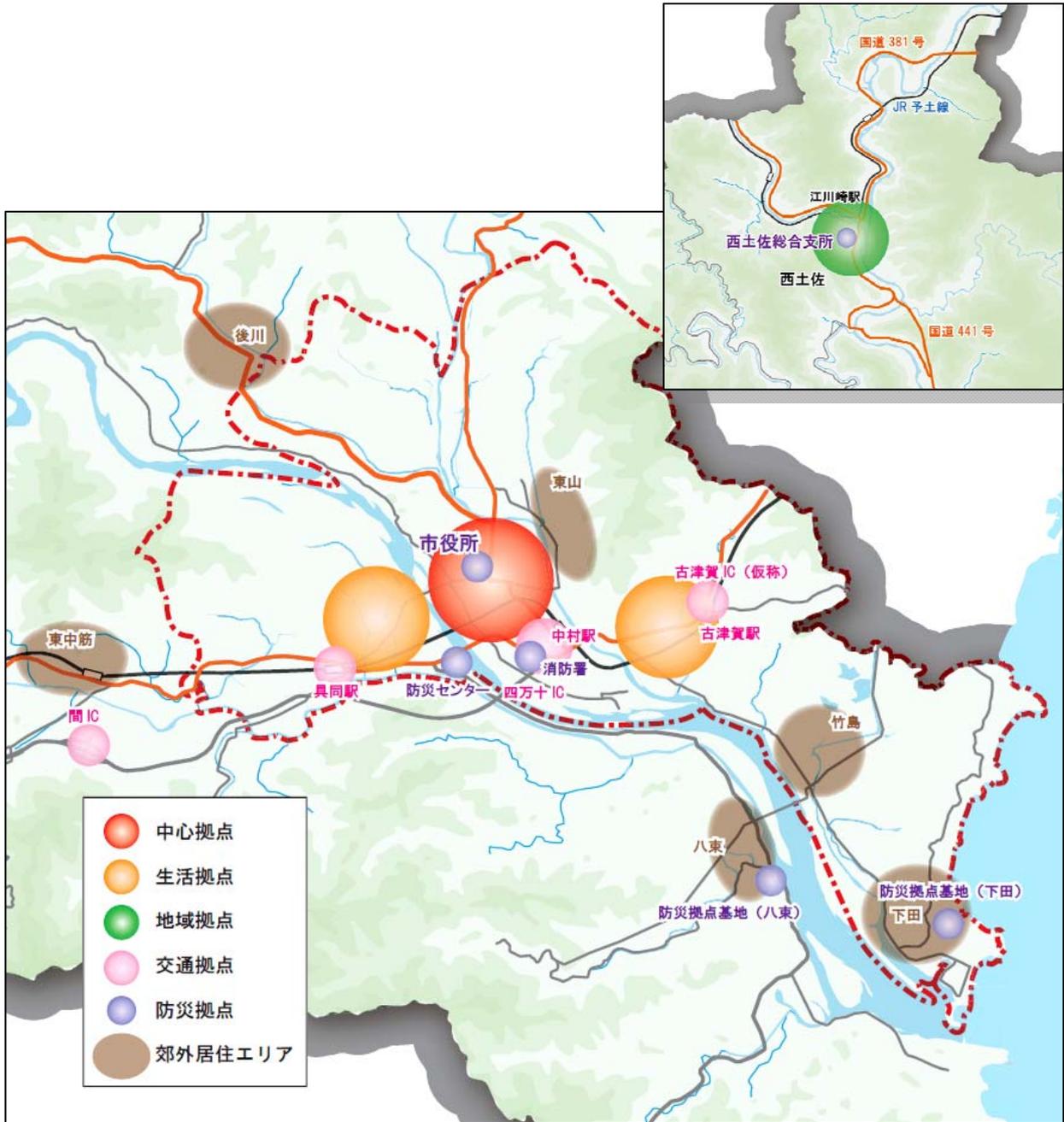
市役所、消防署、防災センター、防災拠点基地（下田・八束）、西土佐総合支所を防災に資する機能が集積する「防災拠点」として位置づけます。

●郊外居住エリア

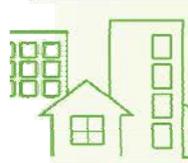
郊外地域における日常の生活サービスや地域コミュニティ等の維持を図るため、主要集落を「郊外居住エリア」に位置づけ、地域連携軸の公共交通等により、中心拠点等との連携を図ります。



(西土佐地域)



《都市拠点図》



3) ゾーニング

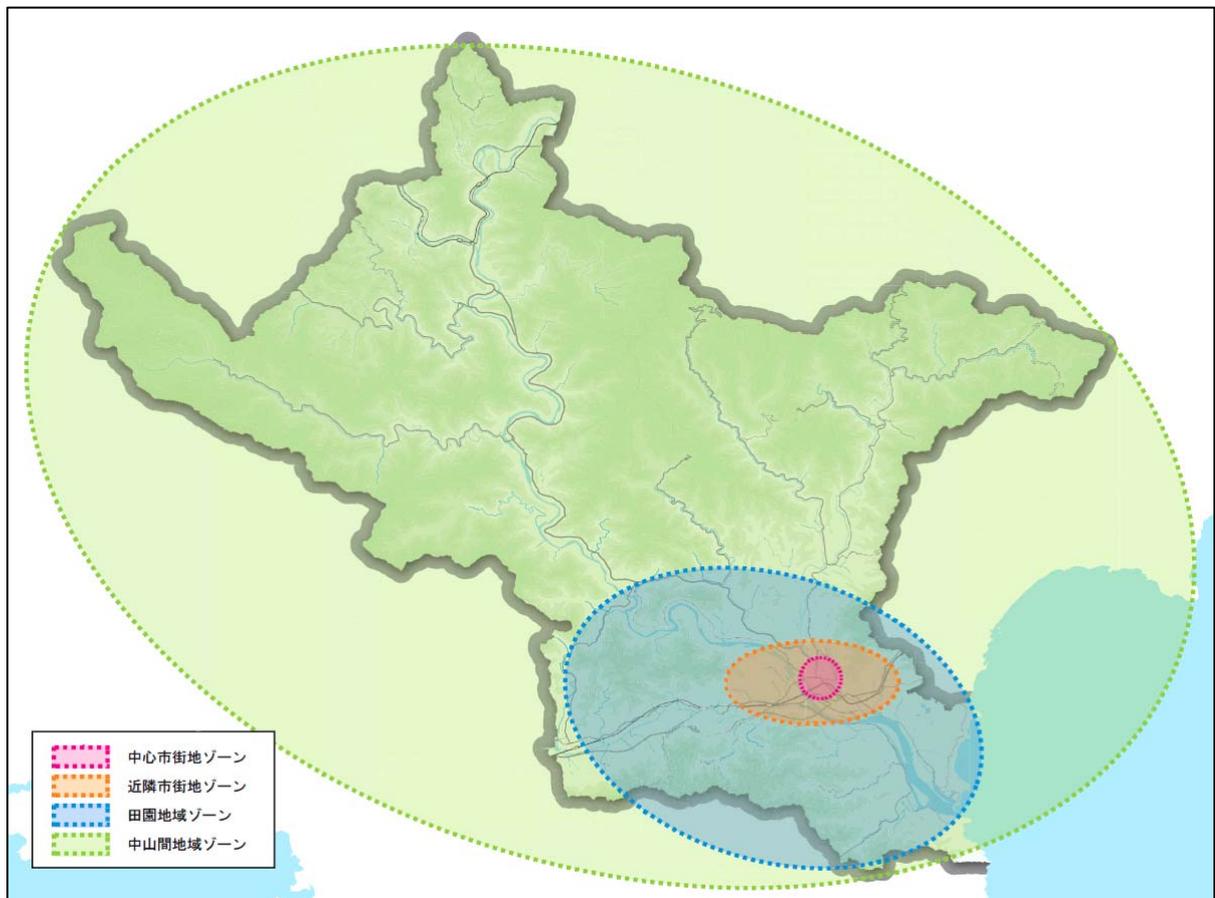
本市のゾーニングは骨格となる都市軸、都市拠点に基づき、中心市街地ゾーン、近隣市街地ゾーン、田園地域ゾーン、中山間地域ゾーンからなる4つのゾーンを位置づけ、各ゾーンの特性を活かすとともに、無秩序な開発を抑制するなど、土地利用を適正に誘導します。

●**中心市街地ゾーン**では、都市機能の集約やまちなか居住を促進するとともに、四国西南地域の中心としてさまざまな機能を充実させます。また、中心市街地の魅力と回遊性の向上、歴史・文化的資源の活用を図り、にぎわいと求心力の回復に取り組みます。

●**近隣市街地ゾーン**では、土地区画整理事業などで整えられた居住地区での生活環境の向上に取り組むとともに、商工業などの産業活動を効果的に支える土地利用に取り組みます。また、良好な生活環境の形成と豊かな緑・水辺空間等の自然環境の確保・保全に努め、住環境の整備を図るとともに、周辺環境と調和のとれた有効な土地利用に取り組みます。

●**田園地域ゾーン**では、緑の空間として自然環境との調和を図り、農業振興施策を推進していきます。土地利用については優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組みます。

●**中山間地域ゾーン**では、豊かな森林や四万十川及びその水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備を図りつつ、交通アクセス性の強化などで山間部集落の維持・生活支援を促進します。



《ゾーニング図》



4) 将来都市構造

本市の目指すべき将来都市構造は、四万十川や四国横断自動車道などを軸として沿線に機能的な都市拠点を配置するとともに、これに対応した都市ゾーニングをもって形成します。

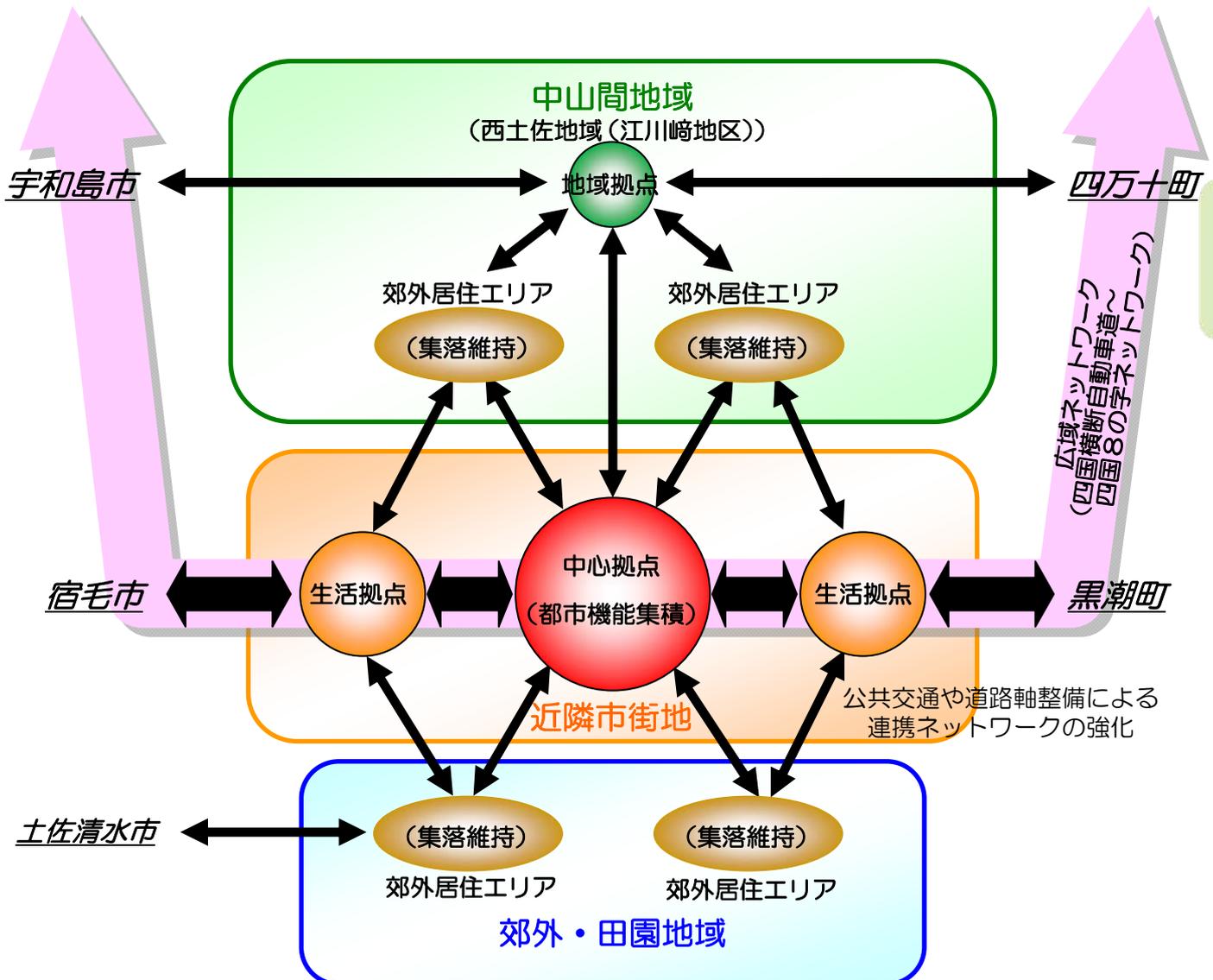
中心市街地においては人口規模に応じ効果的に都市機能を集積し中心拠点を形成します。

また、近隣市街地では生活拠点、西土佐地域（江川崎地区）では地域拠点、郊外部や中山間地域では地域特性に応じた郊外居住エリアの形成を図ります。

また、中心市街地と各拠点を結ぶ道路軸や公共交通の維持・強化を図るなど、持続可能な「集約型＋ネットワーク」の都市構造とします。

さらに、産業の振興や安全・安心な都市づくりを行うため、機能集約拠点として、交通拠点、防災拠点の形成を図り、これらを交通軸で結び連携を強化するとともに、本市の環境及び観光の軸となる最後の清流四万十川をはじめとした後川、中筋川などの河川環境の保全・活用に努めます。

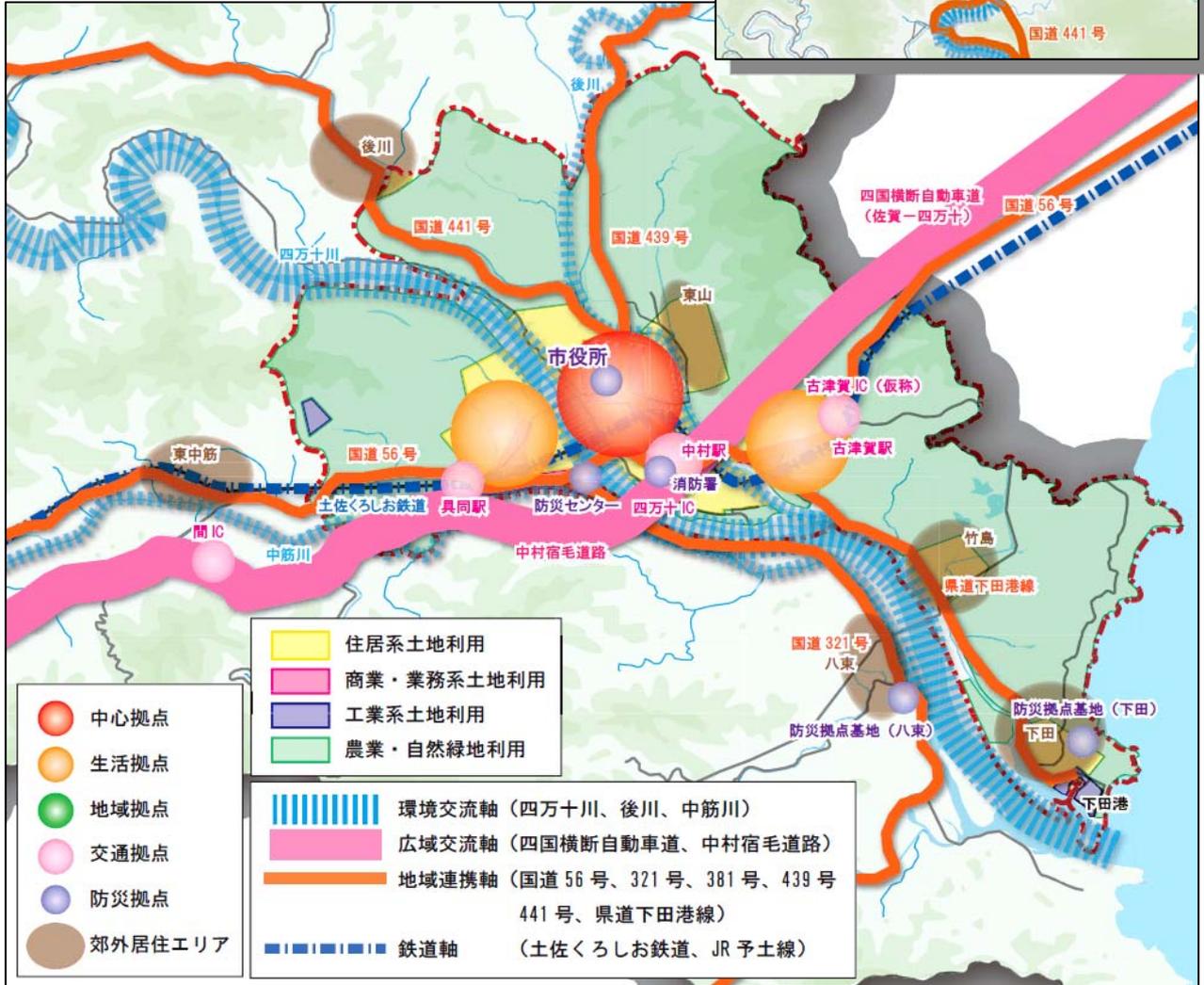
○「集約型＋ネットワーク」都市構造のイメージ



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

(西土佐地域)



《将来都市構造図》



3. 分野別まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 現状と課題

本市の土地利用は、四万十川と後川に挟まれた中心市街地に都市機能が集積しています。また、周辺の具同及び古津賀地区では土地区画整理事業によって居住系の土地利用が進み、幹線道路の沿道には事業所等が立地しており、これらの市街地が土佐くろしお鉄道やバスなどの公共交通で結ばれ、本市の中心部はすでにコンパクトな市街地が形成されています。

これまでに用途指定に沿った土地利用がなされてきていることから、今後も人口減少、少子高齢化の進展を見据えながら、現在の都市構造や土地利用方針を保ちつつ、市街地内への機能集約によるコンパクトな都市づくりに努め、都市周辺地域との公共交通等による連携強化を図ることが必要となります。

また、郊外においても、それぞれの地域の特性を活かし、市街地との連携を行うことによりバランスのとれた土地利用を図っていくことが必要です。

さらに、都市計画区域外においては、集落を維持していくため、地域活力や豊かな自然環境の維持に向けた土地利用を図っていくことが必要です。



2) 方針の体系



3) 基本方針

- 人口減少、少子高齢化の進行を見据え、無秩序な市街化を抑制し、現在の都市構造を維持しつつ、集約型都市構造の形成を図るための土地利用を促進します。
- 用途未指定地域においては、各地域の特性を活かしつつ中心拠点・生活拠点と連携するなかで、豊かな自然と共生していくためのバランスの取れた土地利用を図ります。
- 都市計画区域外においては、田園や山林、河川などの自然環境の保全に努めるとともに、集落を維持していくための居住環境の確保や地域活力の維持に向けた土地利用を図ります。



4) 土地利用の方針

用途指定地域 (中村・東山・具同地区の一部)

| 用途指定地域 | エリア名 | 土地利用の方針 | 凡例 |
|--------|----------|---|---|
| | 中心市街地エリア | 「土佐の小京都」にふさわしいまちなみ整備、行政サービス・教育・文化機能等の都市機能の集約と、住居地の誘導などを総合的に進め、集約型都市構造の形成に向けた、きめ細やかな土地利用の誘導を進めます。 |  |
| | 周辺市街地エリア | 日常利用都市機能のエリア内集約による効率化を行うとともに、具同地区では都市基盤の整った良好な住居地区、古津賀地区では四国横断自動車の延伸と接続を見据え、国道 56 号の沿道サービス利用など産業的な土地利用と住居環境が調和した市街地となるよう土地利用の誘導を進めます。 |  |
| | 工業団地エリア | 工業系の土地利用の維持を図りつつ、四国横断自動車道の延伸等により企業誘致等の見込める状況へと好転した段階で、周辺地域の環境にも配慮しつつ、新たなエリアの確保について検討します。 |  |
| | 市街化促進エリア | 上記以外の用途地域であり、エリア内には農地などの空閑地が多く見られることから、道路や水路などの公共施設の整備を図りつつ、住宅を中心に各地区の立地特性を活かした計画的な土地利用を促進します。 |  |

用途未指定地域 (中村・東山・具同・下田・後川地区の一部)

| 用途未指定地域 | エリア名 | 土地利用の方針 | 凡例 |
|---------|--|---|---|
| | 土地利用調整エリア | エリア内には農業振興地域農用地区域に指定されていない農地等が集中しており、農地と宅地が混在する無秩序な市街化を防止するため、土地利用の調整を図ります。 |  |
| | 集落地及び開発地エリア | 集落や小規模な住宅開発など、概ね宅地化が完了したエリアであり、今後も住居環境の保全を図ります。集落地内には狭隘な道路が多いため、その改善方策について検討します。 |  |
| | 土佐西南大規模公園エリア | 雄大な太平洋と海岸線の自然を活かした憩いの場や多様なレクリエーション活動・交流・自然とのふれあいの場として、適切な維持管理、活用を図ります。 |  |
| | 農用地エリア | 農用地区域が集積しているエリアであるため、都市施設の整備は必要最小限にとどめ、基盤整備等により優良農地の確保と利用を図ります。 |  |
| 山林エリア | 上記以外の山林区域であり、緑豊かな都市景観を形成するうえで欠かすことのできないエリアであるため、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険渓流等の改善、林業振興施策とも連携を図り保全に努めます。 |  | |

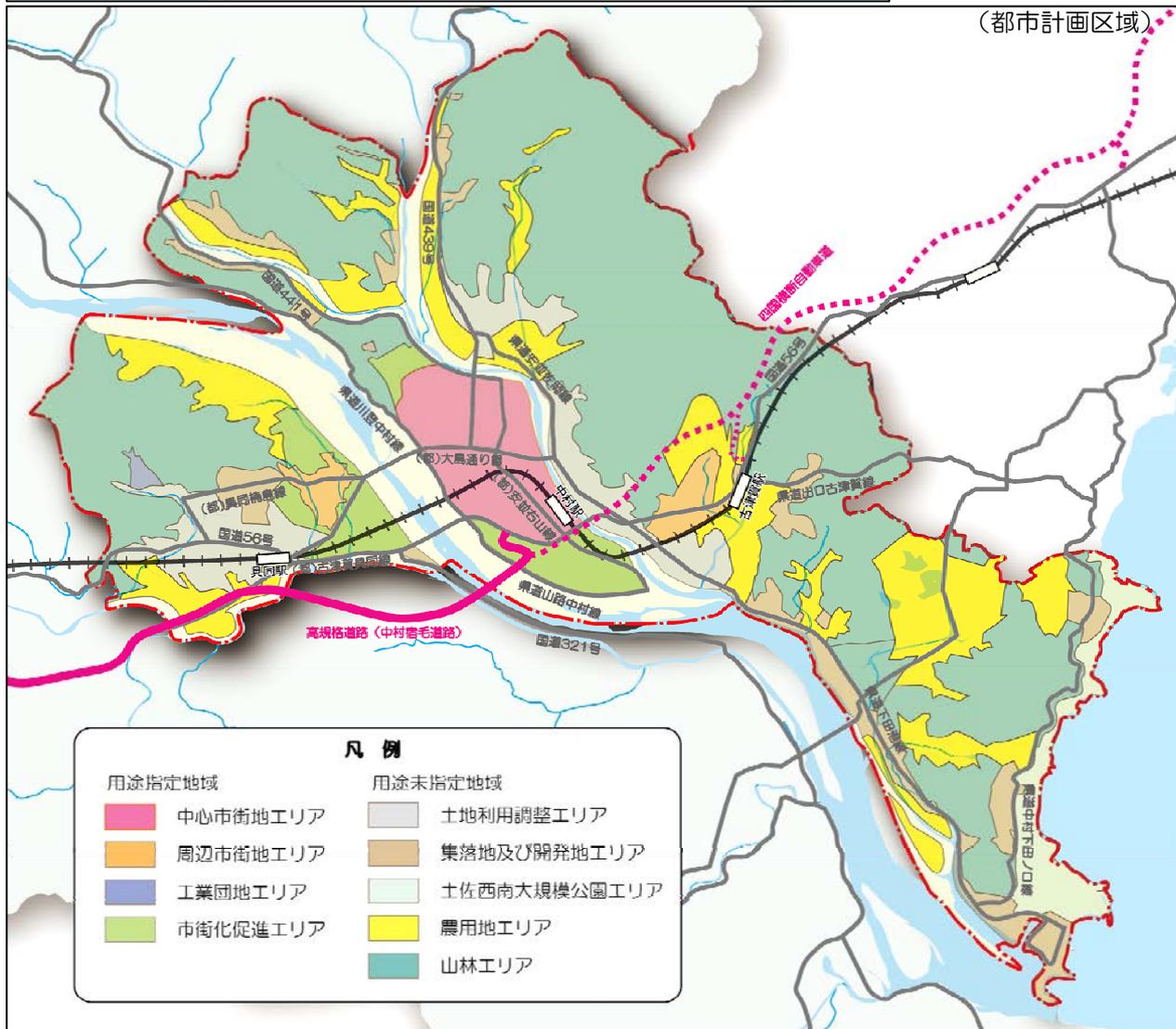
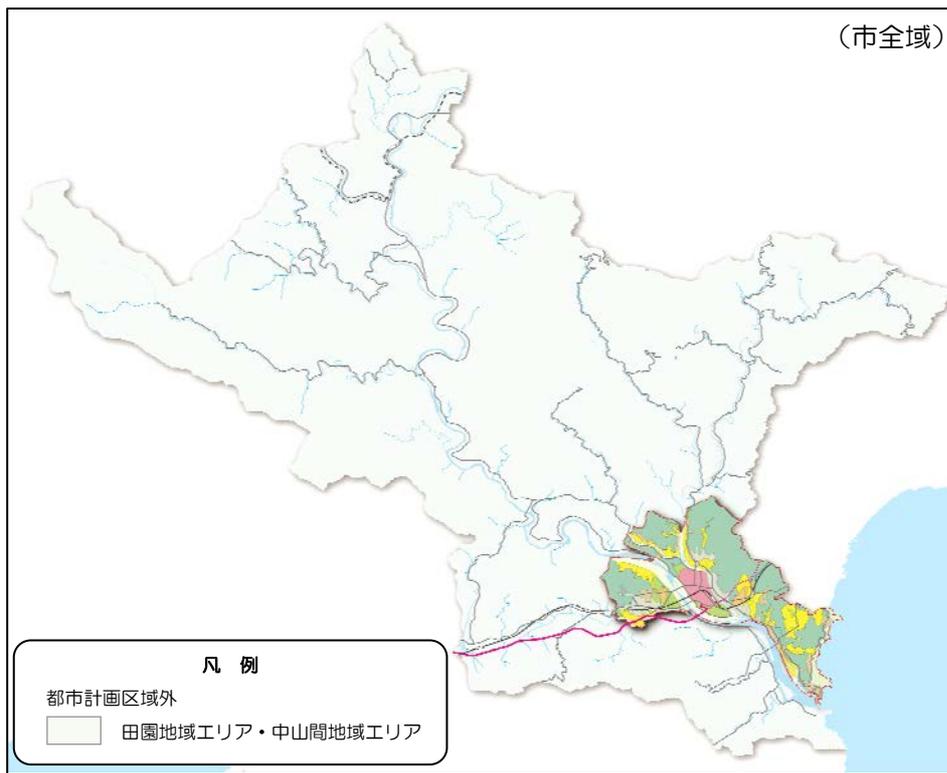
都市計画区域外 (東中筋・中筋・八東地区、下田地区の一部、藤岡地区、後川地区の一部、大川筋・富山・津大・江川崎地区)

| 都市計画区域外 | エリア名 | 土地利用の方針 | 凡例 |
|----------|--|--|---|
| | 田園地域エリア | 優良農地の遊休・荒廃化を防ぎ、農用地の保全に努めるとともに、集落における良好な居住環境の確保に取り組みます。 |  |
| 中山間地域エリア | 豊かな森林や四万十川及びその水辺空間等の自然環境を保全し、観光交流資源としての整備を図りつつ、交通アクセス性の強化などで山間部集落の維持・生活支援を促進します。 | | |



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～



《土地利用方針図》



(2) 交通体系の方針

1) 現状と課題

○広域幹線道路の強化

現在の道路交通体系は、高規格の自動車専用道路として中村宿毛道路が供用され、将来的には四国横断自動車道の四万十町中央 IC から四万十 IC まで延伸される見込みです。

国道は東西の大動脈として国道 56 号が通り、中心市街地部周辺を中心として、国道 321、439、441 号が放射状に広がって、市の中心と市内の郊外拠点を結んでおり、その国道を補完する形で県道等が整備されています。

なお、中村宿毛道路と国道 56 号が第 1 次緊急輸送道路、国道 321、439、441 号と県道下田港線、出口古津賀線が第 2 次緊急輸送道路に指定されていますが、国道 439、441 号には未改良区間が残っていることから、広域交流の幹線であるとともに、災害時の「命を守る道」として早期改良が求められています。

○市街地内道路の整備

用途指定区域内を中心に 23 路線の都市計画道路が計画され、このうち 70%以上が整備済みとなっていますが、(都) 中村環状線と(都) 右山角崎線の整備率が 20%未満、(都) 佐賀四万十線は全線未整備と、現状で未整備区間が残っている状況です。

よって、四国横断自動車道を早期に延伸するとともに、都市計画道路の未整備区間の解消、または見直しが必要であり、さらには四万十 IC から中心市街地へ導くための交通軸の確保が重要となっています。

○歩道・自転車道の整備

中心市街地内において、国道 439 号や街路などで歩道が整備されていない区間や路線があり、歩行者や自転車が安全に通行できる道路のネットワークが確立されていない状況です。

今後、市街地内の機能集約による歩いて暮らせる都市づくりを進めていくうえでも、安心して快適に通行できる歩行者・自転車空間の確保が必要です。

○公共交通の維持

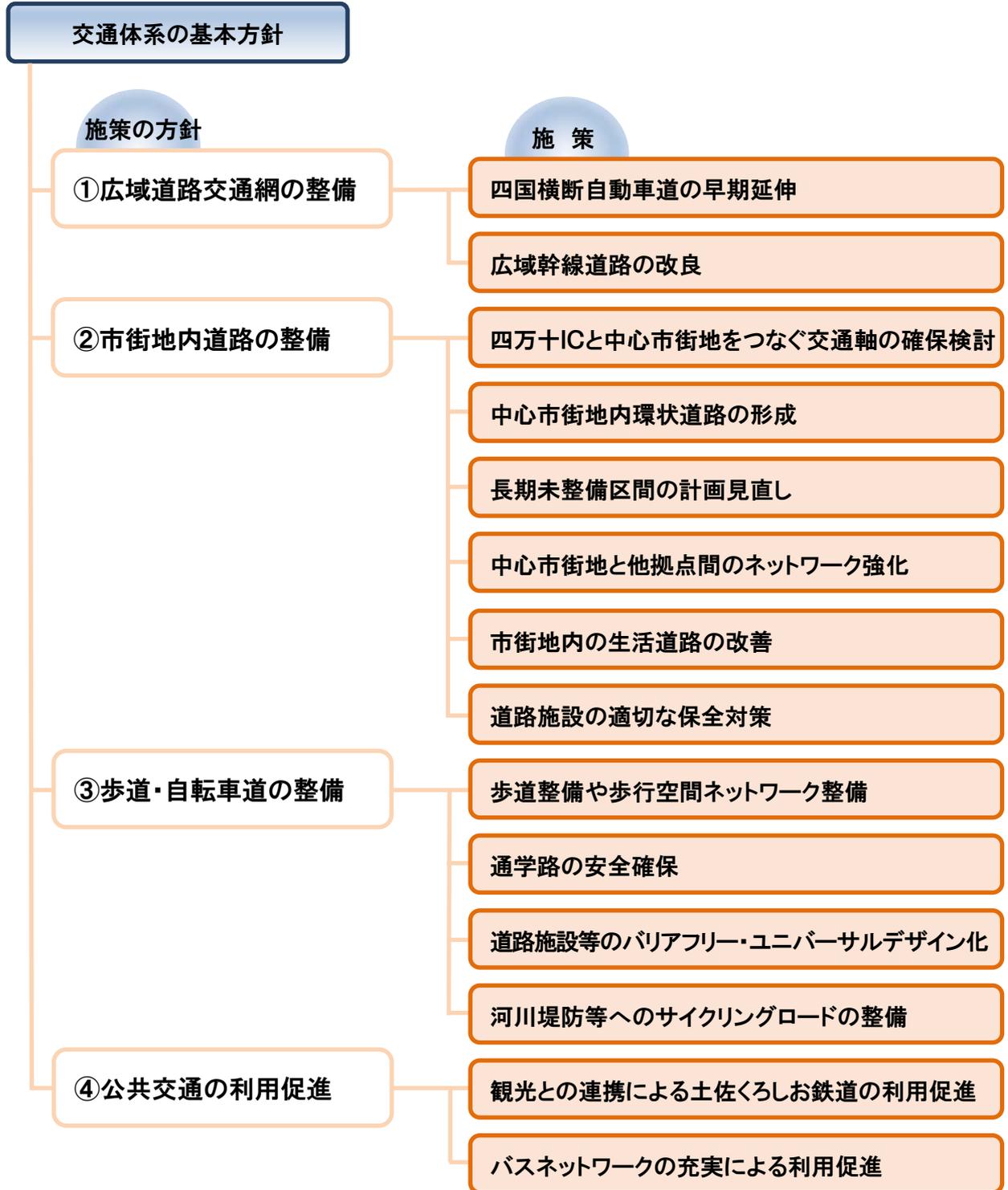
公共交通機関については、鉄道では、土佐くろしお鉄道が都市計画区域内を通過しており、沿線住民や観光客の足となっています。

バスについては、市民の日常的な足であり、平成 21 年度に策定した「四万十市地域公共交通総合連携計画」に基づき、幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーなどで交通空白地域の解消を図っています。

しかしながら、車社会の進展や人口減少等により、利用客数の減少傾向が続いており、公共交通の維持が大きな課題となっています。公共交通は高齢者をはじめとする交通弱者にはなくてはならないものとして、今後、重要性はさらに高まっていくと考えられるため、日常的な移動手段を維持していくためにも、利用促進に取り組む必要があります。



2) 方針の体系





3) 基本方針

- 道路は、まちづくりの軸となり、生活の利便性を高め、地域振興の基盤であるとともに、災害時の避難や救助、復興、個性あるまちなみ形成など多様な役割が期待されるため、各々の道路の役割に応じた機能の充実を図っていきます。
- 計画されてから長期間にわたり整備が未着手の路線・区間については現況交通及び今後の交通需要の見通しを基に、計画の見直しを行います。
- 歩道や自転車道の整備による快適で安全な道路・交通環境を確保します。
- 公共交通は、地域拠点間のネットワーク強化や地域間交流の促進、今後の超高齢社会に対応していくうえで重要度を増すことが想定されるため、今後、公共交通を維持していくためにも利用促進に向けて、利便性の向上を図ります。

4) 交通体系の方針

①広域道路交通網の整備

◇四国横断自動車道の早期延伸

「四国8の字ネットワーク」の延伸へ向けた広域的な連携体制の強化を図りながら、整備促進に努めます。

◇広域幹線道路の改良

本市の縦軸となり、市域内の交流の促進と災害時の緊急輸送道路としての役割も担う国道441号と439号の早期改良に向け、積極的な促進活動に努めます。

また、市街地周辺については高速道路との連結も視野に、道路整備の在り方について検討します。

②市街地内道路の整備

◇四万十ICと中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十ICから中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討を行います。

◇中心市街地内環状道路の形成（右山角崎線の整備他）

現在未整備区間が多く残っている（都）右山角崎線の整備推進、及び、県道川登中村線の機能向上を行って、中心市街地における内環状道路を形成し、市街地内の交通流動性の向上を図ります。

◇長期末整備区間の計画見直し

都市計画道路のうち、長期末整備となっている区間が多く残っている（都）中村環状線について、現況交通及び今後の交通需要の見通しを基に、整備の必要性を整理し、必要に応じて計画の見直しを行います。



◇中心市街地と他拠点間のネットワーク強化

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

◇市街地内の生活道路の改善

市街地内の生活道路について、狭あい部の拡幅整備などの改善を行って、円滑な市街地間、市街地内交通の確保を図ります。

また、カーブミラーやガードレール、道路照明などの交通安全施設の整備を行って、安全な生活空間の確保に努めます。

◇道路施設の適切な保全対策

交通の安全性を確保するため、橋梁等の道路施設については、適切な保全・維持管理・長寿命化対策に努めます。

③歩道・自転車道の整備

◇歩道整備や歩行空間ネットワークの整備

中心市街地内の街路等において、公共施設利用や日常の買い物等に配慮した歩きやすい歩道の整備、及び、無電柱化等による歩行者空間の確保により、安心して通行することができる歩行空間ネットワークを整備します。

◇通学路の安全確保

「四万十市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全確保に努めます。

◇道路施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰もが安全に移動しやすい環境を整えるため、歩道や公共交通機関、旅客施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を進めます。

◇河川堤防等へのサイクリングロードの整備

自転車利用による観光等を促進するため、河川堤防等を利用したサイクリングロードの整備を進めます。

④公共交通の利用促進

◇観光との連携による土佐くろしお鉄道の利用促進

関係自治体との連携のもと、高架橋等の耐震化を進め、安全・安心な鉄道として地域住民の足の役割を果たすとともに、“乗ってみたい列車・行ってみたい駅”の演出等により観光客の利用促進策を推進します。

◇バスネットワークの充実による利用促進

幹線バス、自家用有償旅客運送バス、デマンドバス・タクシーといった現行の運行体系を基本に、利用促進に取り組みます。

また、高齢者の事故防止のため、運転免許の返納を推進するとともに、移動手段を持たない人がより使いやすい公共交通を目指した取り組みを進めます。



(3) 自然・歴史環境、景観の方針

1) 現状と課題

○中心市街地内の歴史的まちなみ景観の復元

本市は今から約550年前、前関白一條教房公が応仁の乱を機に京都からこの地に下向し、京都を模したまちづくりを始めたことから、「土佐の小京都」と呼ばれています。

しかし、昭和の南海地震などの被害により、今ではまちなみとしての面影はほとんど失われています。また、一條神社をはじめ、市が誇る貴重な文化財は点在していますが、まちの歴史・文化を継承していくための資料の蓄積が少ない状況です。

市民がまちの歴史・文化に触れる機会も少なくなっているため、「土佐の小京都」としての歴史・文化をまちの姿に活かす取り組みなどを行っていく必要があります。

○河川などの自然的環境や景観の保全と活用

本市は最後の清流四万十川を有しており、自然のままの原風景や風情を残しながら豊かな恵みを与えています。また、地域固有の生活や文化、歴史が四万十川と密接にかかわり、流域の人々の暮らしや心の中にしっかりと根付いていることから貴重な財産となっています。

本市では、「四万十市環境基本計画」、「四万十川景観計画」を策定するなど、自然環境や景観を守っていくための取り組みを行っており、平成21年2月には、四万十川流域の景観が、国の『重要文化的景観』として選定されました。

今後も自然と共生していくため、河川をはじめとして里山や農地など、美しく豊かな自然環境や景観を守り、次世代へと継承していかなければなりません。

また、四万十川をはじめ山川海の多様な魅力を最大限活用し、観光資源の磨き上げとともに効果的な観光PR、プロモーション活動など今後も継続的に展開することで、誘客に努める必要があります。

○河川水質改善に向けた下水処理

河川の水質改善には、生活污水等の下水処理を行うことが重要ですが、本市の污水处理人口普及率は80.94%（平成27年度末）となっており、一部の下水管では老朽化も進んでいます。

河川の水質保善や市民の生活環境改善に向けて、さらなる下水処理事業の推進が望まれます。



2) 方針の体系





3) 基本方針

- 失われつつある「土佐の小京都」の歴史と文化を守り、将来のまちの姿に活かすなどの取り組みによって、誇るべき歴史・文化を次世代へと継承していきます。
- 本市の財産である四万十川の自然環境の保全や、地域資源の磨き上げにより、さらなる魅力向上を図ることで、市民や来訪者の憩いの場を創出していくとともに、幅広い情報発信に努めていきます。

4) 自然・歴史環境、景観の方針

①歴史・文化の保全と活用

◇「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備を行うことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなか観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

◇市街地等の看板・サインのデザイン統一

市街地等の看板やサインなどについて、統一デザインによる体系的な整備により、統一的な景観を演出します。また、外国人観光客に対応するため、多言語化の推進に努めます。

◇郷土資料館のリニューアル及び周辺整備

市民や来訪者向けにまちの歴史文化を伝える中心施設として、郷土資料館のリニューアルを行います。また、施設周辺においても利用環境の向上やまちの歴史文化を体感できるような周辺整備を行います。

◇下田地区の文化的景観の保存

四万十川下流に広がる下田地区は、国の重要文化的景観に選定されており、その景観の重要な構成要素となっている家屋等の保存について検討します。

◇文化財の調査・保存・展示・活用の促進

埋蔵文化財の調査・保存を計画的に実施するとともに、その他の有形・無形の文化財等の調査・保存を進めます。

埋蔵文化財の展示施設の整備・確保について検討していきます。また、遺跡地図のデータベース化やGIS（地理情報システム）を活用した一般公開等を推進し、観光や学習活動への活用を進めます。



②河川環境・景観等の保全と活用

◇四万十川の文化的景観の保全

「四万十川流域文化的景観連絡協議会」を構成する流域5市町間で連携を図りながら、保存・活用に取り組むとともに、情報発信に努めます。

◇山川海の豊かな自然環境・資源の活用

四万十川をはじめとする山川海の豊かな自然環境や貴重な地域資源を最大限活用し、四万十川流域における観光拠点施設の整備や機能強化と併せ、2次交通の充実やインバウンドにも対応した周遊しやすい環境づくりを進めます。

また、幡多地域や四万十川流域市町村と連携し、広域連携による周遊観光プランの造成・発信に努めていきます。

◇河川敷などを利用した親水空間の確保

四万十川の河川敷などにおいて、市民や来訪者が水辺環境に親しみ、憩うことのできる親水空間の確保に努めます。

◇河川改修時などの多自然川づくり促進

河川環境の保全に努め、河川改修時には生物多様性に配慮した多自然川づくりを促進して、自然豊かな河川環境の維持に努めます。

◇四万十川自然再生事業の推進

昭和40年代の川の姿を再生する四万十川における「アユの瀬づくり」、「魚のゆりかごづくり」、中筋川における「ツルの里づくり」などの自然再生事業を推進します。

◇子どもへの自然学習の取り組み強化

子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。

◇自然環境に対する市の広報活動の充実

広報誌やホームページ等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成を図ります。

③排水対策の推進

◇水質調査の継続

四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。

◇環境に配慮した農業の推進

水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川の水質保全に努めます。

◇汚水幹線（角崎幹線）の延伸等

汚水幹線（角崎幹線）を延伸し、河川の水質保全に努めます。

また、必要に応じ、公共下水道（汚水）事業区域の見直しを検討します。



四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

◇下水未整備地区への浄化槽設置促進

農業集落排水等の対象外地区における排水対策として浄化槽設置を促進します。

④緑地の保全と育成

◇「緑の基本計画」策定による計画的公園整備

「緑の基本計画」を策定し、公園や緑地さらには親水空間の整備の在り方について検討します。

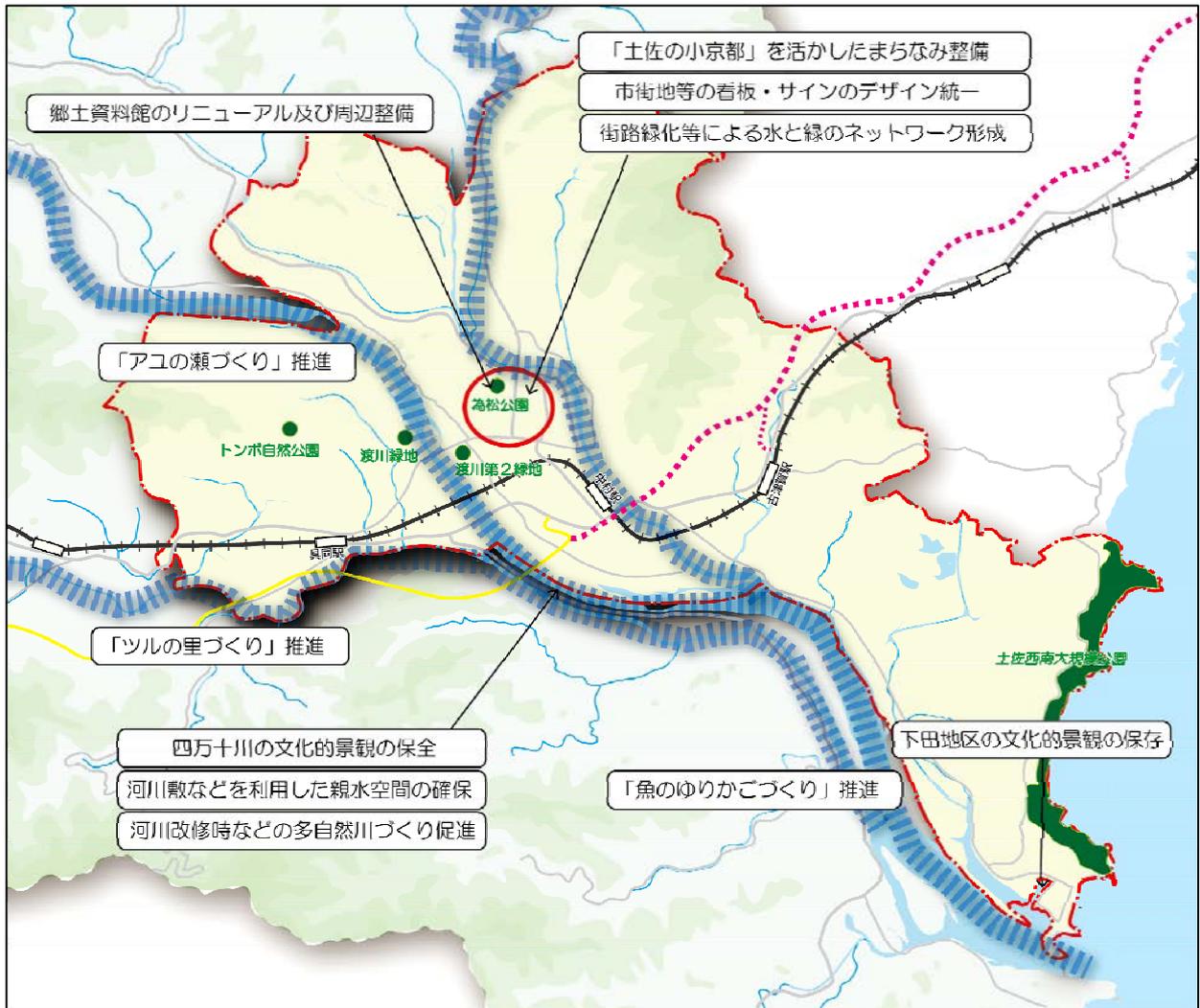
◇農地の利用調整

農地中間管理機構の活用や農業委員による農地の利用調整などにより、農地利用の円滑化を図ります。

また、営農類型等に応じた農地の集積を進めるとともに、基盤整備を進めます。

◇街路緑化等による水と緑のネットワーク形成

豊かな自然に囲まれた本市ですが、まちの顔となる中心市街地内には水や緑の空間が少ない状況にあるため、街路や水路、公共施設の改修等により水辺や緑化空間を確保し、まちなかの回遊路設定等に併せた、水と緑のネットワークの形成を図ります。



《自然・歴史環境、景観方針図》



(4) 市街地整備の方針

1) 現状と課題

○市街地のコンパクト化

本市の中心市街地は四万十川と後川に挟まれた中州地形の中で発展し、都市計画の用途を指定するなど、無秩序な土地利用や開発等を抑制したほか、土地区画整理事業の実施によって他市に比べ比較的コンパクトな市街地が形成されています。

しかしながら、今後の人口減少を見据えると、市街地内における空洞化の進行が懸念され、現在の機能配置のままでは非効率となっていきます。また、高齢化もさらに進むため、車の利用を前提とした機能配置のままでは、機能を簡単に利用できなくなる人が増えていくことも考えられます。

したがって、都市機能や住居をさらに集約して、高密度でコンパクトな市街地を形成することにより、効率的で、住みやすいまちづくりに取り組むことが求められます。

○中心市街地の活性化

本市では、中心市街地の商店街における空き店舗率が増加するなど、中心市街地の空洞化と衰退が問題となっています。

一方で、小売店舗等をはじめとした商業施設、一條神社などの歴史観光施設、そして宿泊施設も多くあり、個々に力強い集客力を有する魅力資源が存在していますが、全体としてみた場合の魅力に乏しいため、回遊する楽しみを見出せていません。

近い将来、四国横断自動車道が四万十 IC まで延伸した場合に、四万十 IC 周辺及び中心市街地が、“まるごと”産業振興のための情報発信・販売する拠点エリアとなることを睨みながら、中心市街地への交通軸の確保や、魅力あるまちなみを形成することにより、人を呼び込み、にぎわいをとりもどすことが必要です。

2) 方針の体系

市街地整備の基本方針

施策の方針

①効率的で住みやすい
コンパクトな市街地形成

施策

都市機能集約による効率化・利便性向上

老朽化した公共施設の複合集約化や機能向上

市街地内への「まちなか居住」の促進

生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保

空き家、低・未利用地の有効活用

中心市街地と他拠点間のネットワーク強化

学校施設の再編検討

②誰もが安心して暮らし続けること
ができるやさしい市街地づくり

公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

保育所施設整備と適正化の推進

学童保育施設の整備

高齢者向け住まいの誘致・供給促進

住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保

公共施設等総合管理計画の推進

ポケットパーク整備等による身近な公園の充実

③人を呼び込むにぎわいのある
中心市街地の再興

「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備

市有地活用によるにぎわい拠点創出

まちなか回遊路の整備

四万十ICと中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討

来訪者への情報発信を行うゲートウェイ機能充実

商店街における空き店舗対策

まちなか回遊ルート周辺への駐車場確保

“四万十ブランド”のセールス及び情報発信の強化

企業誘致による雇用の創出

公共建築等への市産材利用促進

地震防災対策における建設事業の促進



3) 基本方針

- 今後の人口減少、少子高齢化の進行を見据え、都市機能の集約や居住の誘導等により、高密度でコンパクトな市街地を形成して、効率的で利便性の高い、誰もが暮らしやすいまちをつくりまします。
- 四国西南の中心都市として、都市機能の充実を図るとともに、人を呼び込む魅力ある中心市街地の再興に努め、にぎわいのあるまちをつくりまします。
- 中心市街地が産業振興の情報発信・販売を行う拠点となるべく、必要となる機能・施設の検討を推進してまいります。

4) 市街地整備の方針

①効率的で住みやすいコンパクトな市街地形成

◇都市機能集約による効率化・利便性向上

河川に囲まれたコンパクトな市街地地形を活かし、持続的な発展を支える集約型都市構造を実現するため、既成市街地内に都市機能を集約し、効率的で利便性の高い都市づくりを推進します。

◇老朽化した公共施設の複合集約化や機能向上

中心市街地内にある公共施設のうち、老朽化の進んだ文化センターと中央公民館、及び、働く婦人の家の複合施設整備を推進し、市民の利便性の向上、生涯学習・文化芸術活動の創造と交流の場の形成を図ります。

また、近隣市街地にある老朽化が著しい食肉センターについては、衛生安全基準に基づく HACCP 対応可能な施設への建て替えを検討します。

◇市街地内への「まちなか居住」の促進

市街地内に都市機能を集約するとともに、生活便利施設や土地の高度利用による共同住宅の誘致を行って、「まちなか居住」を促進します。

◇生活道路や公園等の整備による快適な住環境の確保

まちなかの快適な暮らしを実現させるために、市街地内の生活道路や公園、緑地のアメニティ空間の整備を推進して、快適な住環境の確保に努めます。

◇空き家、低・未利用地の有効活用

空き家調査を継続的に行い、NPO 法人と連携を図りながら、地域住民に対し移住支援に対する理解を高めるとともに、空き家住宅の活用を基本におためし住宅の整備検討を行うなど、移住者用の住宅確保に努めます。

市街地内の低・未利用地について、実態調査を実施して情報を整理するとともに、土地所有者の意向確認等により活用可能となった土地について、有効的な活用方策について検討を行います。



◇中心市街地と他拠点間のネットワーク強化（再掲）

県道下田港線や県道中村下ノ加江線など、中心市街地と他拠点間を連携する幹線道路の整備を進めるとともに公共交通の利便性向上を図り、中心市街地とその他拠点とのネットワークの強化を図ります。

◇学校施設の再編検討

少子化の進行による児童・生徒数の減少などの変動を見据え、学校施設の再編について検討を行います。

②誰もが安心して暮らし続けることができるやさしい市街地づくり

◇公共空間のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

誰にもやさしい都市環境づくりを目指し、まちや建物、交通機関などの公共空間のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に努めます。

また、手話、要約筆記、音声情報や大活字、外国語対応など、情報のバリアフリー化を進めます。

◇保育所施設整備と適正化の推進

総合的な判断のもと計画的な保育所施設整備を図るとともに、子ども数の動向に即して、保育所施設の再編を進めます。

また、子育て環境を整備し、まちなか居住の促進と子育て支援の充実を図ります。

◇学童保育施設の整備

小学校内、及び、隣接周辺地へ学童保育を行うための施設整備を進めます。

◇高齢者向け住まいの誘致・供給促進

超高齢社会に対応したまちなか居住を促進するため、中心市街地内にサービス付き高齢者向け住宅等民間施設の誘致・供給を促進します。

◇住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいの確保

中心市街地のまちなか居住を促進するため、低額所得者や高齢者、障害者等住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、中心市街地の空き家を活用した住みかえ支援を行うことで、まちなか居住の促進による地域コミュニティの強化を図ります。

◇公共施設等総合管理計画の推進

公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化、有効活用などを計画的に推進するとともに公共施設等の最適な配置を検討します。

◇ポケットパーク整備等による身近な公園の充実

身近な生活圏の中において、子どもや高齢者が安心して集え、コミュニティの場ともなる公園の充実化に向け、市街地内の街区公園の適正配置検討、及び、ポケットパークの整備を推進します。



③人を呼び込むにぎわいのある中心市街地の再興

◇「土佐の小京都」を活かしたまちなみ整備（再掲）

中心市街地において、「土佐の小京都」と呼ばれる誇るべき歴史文化を活かしたまちなみを再生し、統一的な景観整備を行うことにより、まちの歴史文化を継承する都市空間の形成に努めるとともに、新たなまちなか観光の目玉として、交流とにぎわいの創出を図ります。

◇市有地活用によるにぎわい拠点創出

土豫銀行跡地などの市有地を有効に活用し、市民と観光来訪者が共に集い交流できる、まちのにぎわい拠点の創出を図ります。

◇まちなか回遊路の整備

主要街路の無電柱化などを実施して、中心市街地内の観光回遊等に適したルート設定や、歩きやすい歩行空間の整備を進めます。

◇四万十 IC と中心市街地をつなぐ交通軸の確保検討（再掲）

四国横断自動車道の延伸を見据え、市の玄関口となる四万十 IC から中心市街地へ来訪者をスムーズに誘導するための経路となる国・県道の機能維持、向上を図ります。

また、羽生山を通る新たな交通軸について検討を行います。

◇来訪者への情報発信を行うゲートウェイ機能充実

四国横断自動車道延伸時に市の玄関口となる四万十 IC 及び古津賀 IC（仮称）間の一般国道沿いを中心に、道の駅の整備検討や高速バス停留所の設置、来訪者に向けて市内の観光・産業・歴史文化等の情報発信を行う施設を整備するなど、ゲートウェイ機能の充実を図ります。

◇商店街における空き店舗対策

商店街の空き店舗対策として「チャレンジショップ事業」など、ソフト事業の充実により中心市街地の活性化を図ります。

◇まちなか回遊ルート周辺への駐車場確保

観光来訪者のまちなか回遊を促すとともに、回遊ルート内への観光車両の進入を防ぎ、良好な観光環境を確保するためにも、回遊ルート周辺部に駐車場（大型バス駐車対応）の整備を進めていきます。

◇“四万十ブランド”のセールス及び情報発信の強化

営業力のある人材・組織の育成や商談会等への出展、さらに海外への営業活動の促進など、“四万十ブランド”商品のセールスを強化します。

多様な媒体の活用や産業間連携による誘客活動を展開し、地域情報や“四万十ブランド”商品の広報、プロモーションを強化します。

◇企業誘致による雇用の創出

企業やサテライトオフィス等を誘致するため、企業規模にマッチングした支援メニューの創設など、企業が進出し易い環境づくりを通じて雇用の拡大に努めます。

また、にぎわいづくりの各種施策を進め、魅力あるまちの姿を創出するとともに、これらの情報を外部に積極的に発信し、流入人口の増大を図っていきます。

◇公共建築等への市産材利用促進

公共建築等での市産材の率先利用を促します。

コーディネート組織を立ち上げ、ヒノキ活用の意識醸成や消費者（建築主）と事業者のマッチングを行い、木造住宅の建築を促進します。

◇地震防災対策における建設事業の促進

施設の長寿命化・南海トラフ巨大地震への対策強化により建設事業を確保します。



《市街地整備方針図》



(5) 都市防災の方針

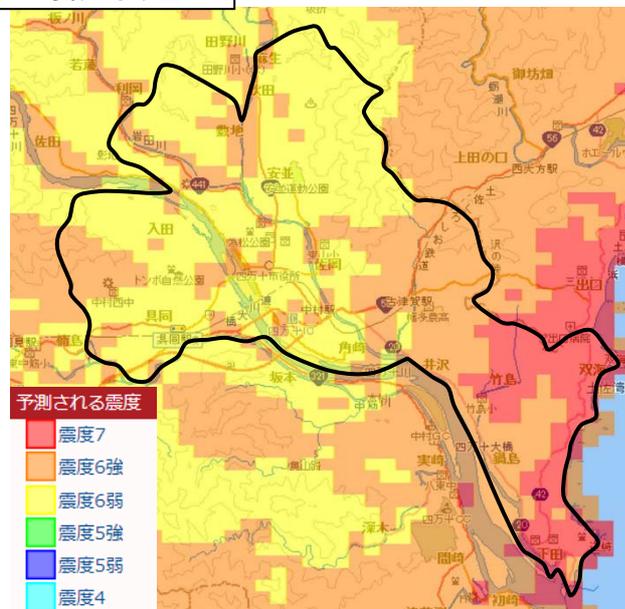
1) 現状と課題

○地震・津波対策

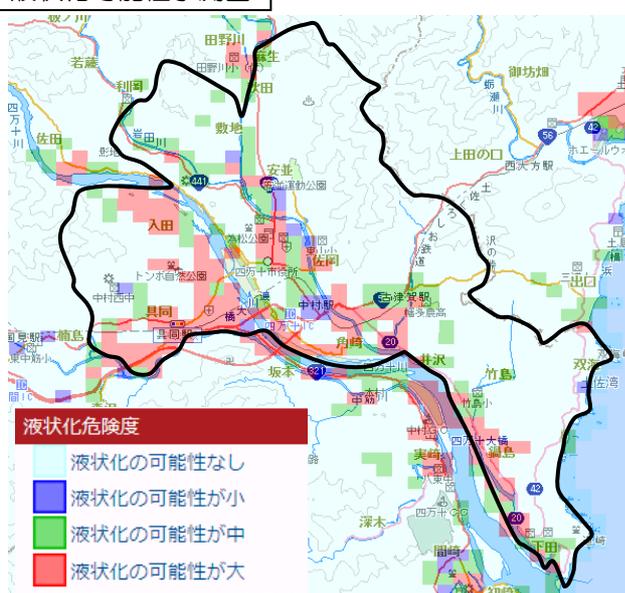
本市は、河川に挟まれた堆積地層上に市街地が形成されていることから過去の南海地震において、揺れによる家屋の倒壊、広域火災等により多くの死傷者を出す被害を経験してきました。津波被害については、昭和、安政南海地震においては特筆すべき被害はなかったものの、宝永地震の際には広範囲に津波の浸水があり、特に下田と初崎においては「亡所」となったとの記載を古文書（谷稜記）で確認することができます。

近い将来に必ず発生すると言われている南海トラフ地震においては、地震動による火災や液状化、また沿岸部では津波による被害も想定されています。高知県による被害想定（H25.5）の最悪のケースで、本市では建物被害 3,600 棟、死者 900 名、負傷者 1,400 名と想定されており、ハード・ソフトの両面から、早急な対策が必要となっています。

震度分布図（※発生しうる最大クラスの地震による推計）



液状化可能性予測図（※発生しうる最大クラスの地震による推計）



資料：高知県防災マップ（平成 25 年 10 月 25 日現在）



○その他洪水等対策

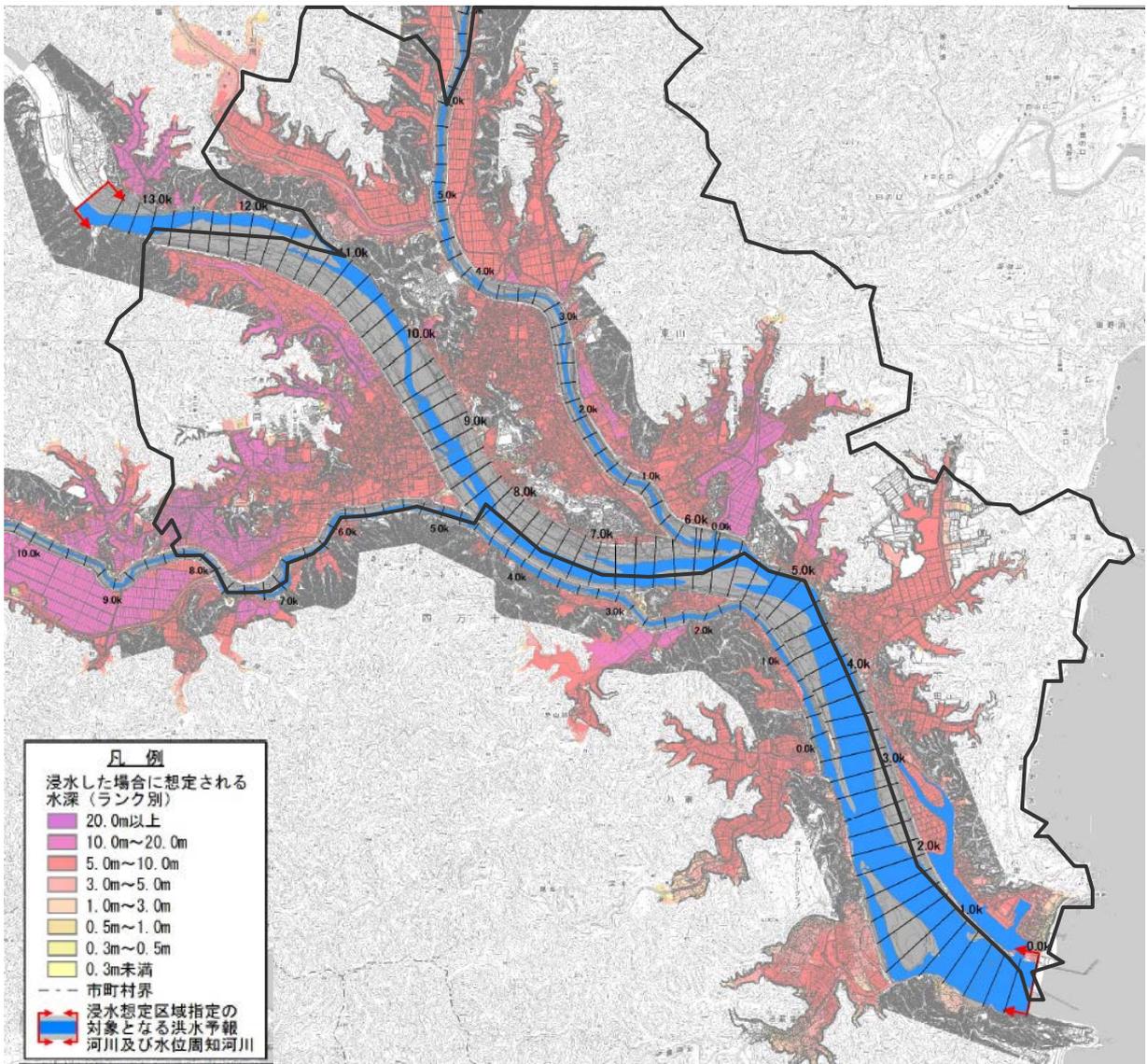
四万十川流域は台風常襲地帯であり、古くから度々大洪水に見舞われ、その都度多大の被害を被っていました。このような洪水被害を防ぐため、四万十川をはじめ市内の河川沿いでは堤防の整備が進められていますが、現在も堤防未整備（無堤）箇所や堤防断面が不足している箇所が残っており、早急な対策が必要となっています。

また、大雨による洪水の浸水被害について、平成 27 年に「水防法」の一部が改訂となり、新たに「想定最大規模」の降雨による浸水想定区域の指定が義務付けられました。過去に観測された最大雨量から浸水想定区域を指定するため、これまでの浸水予測と比べ、範囲が広く、かつ、浸水深が大きい想定となっており、今後はこの最大想定についても対策の検討が必要となります。

この他にも本市では高潮や、土砂災害、内水被害などが頻発することから、これらについても対策を行っていく必要があります。

洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（※約千年に1回を上回る降雨量）



資料：四国地方整備局公表資料（平成 28 年 5 月 30 日公表）

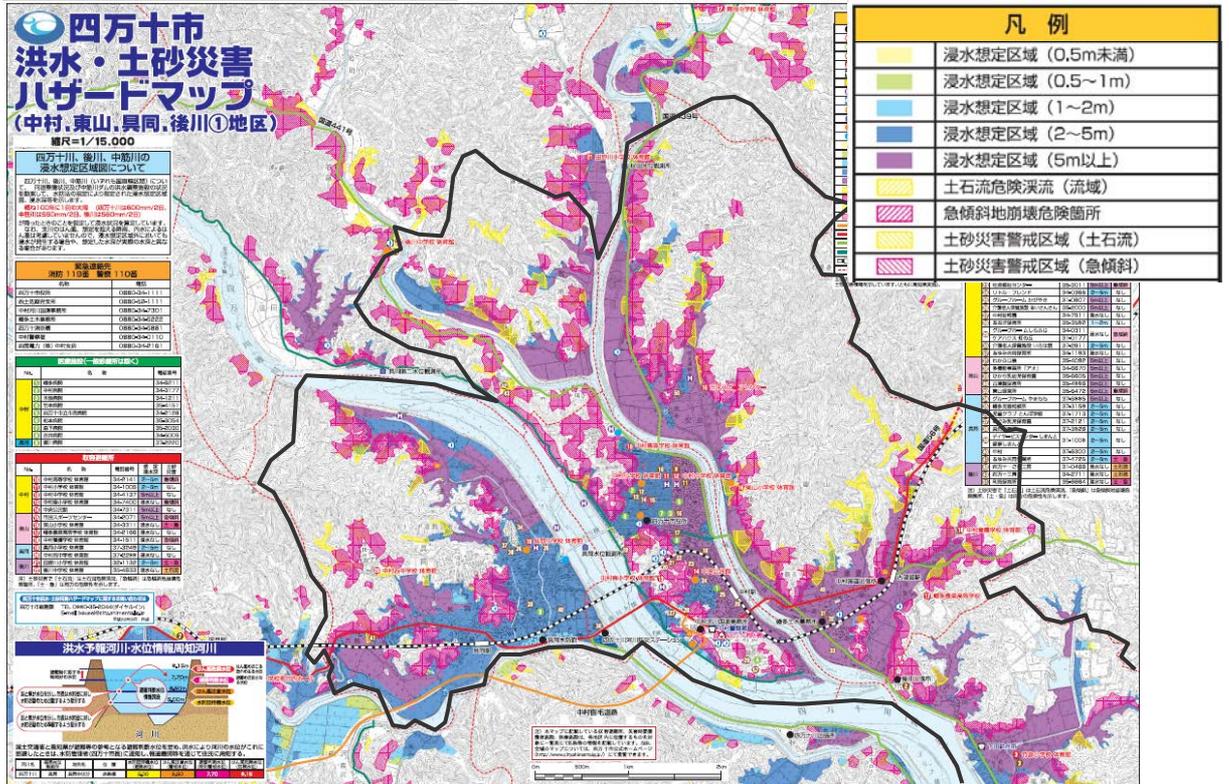


四万十市都市計画マスタープラン

～四万十川とともに生きる四国西南の中心都市～

洪水・土砂災害ハザードマップ

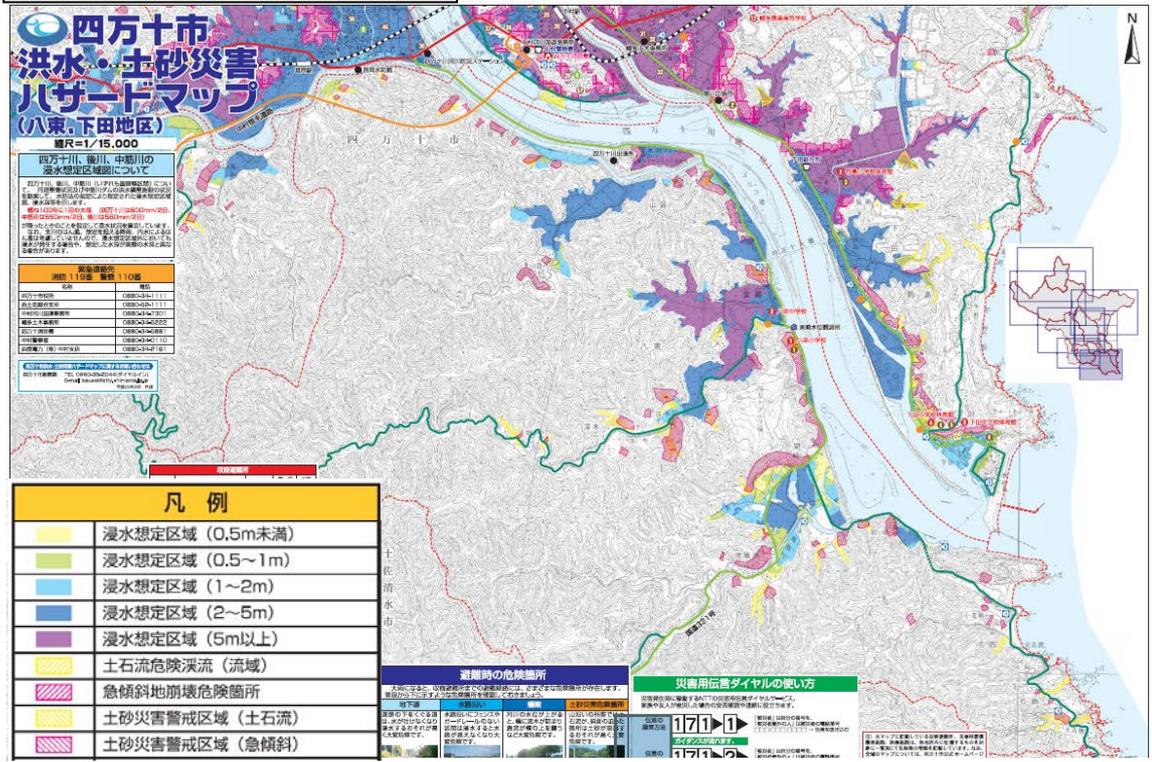
(※概ね百年に一度の大雨による予測)



資料：四万十市（平成 22 年 3 月作成）

洪水・土砂災害ハザードマップ

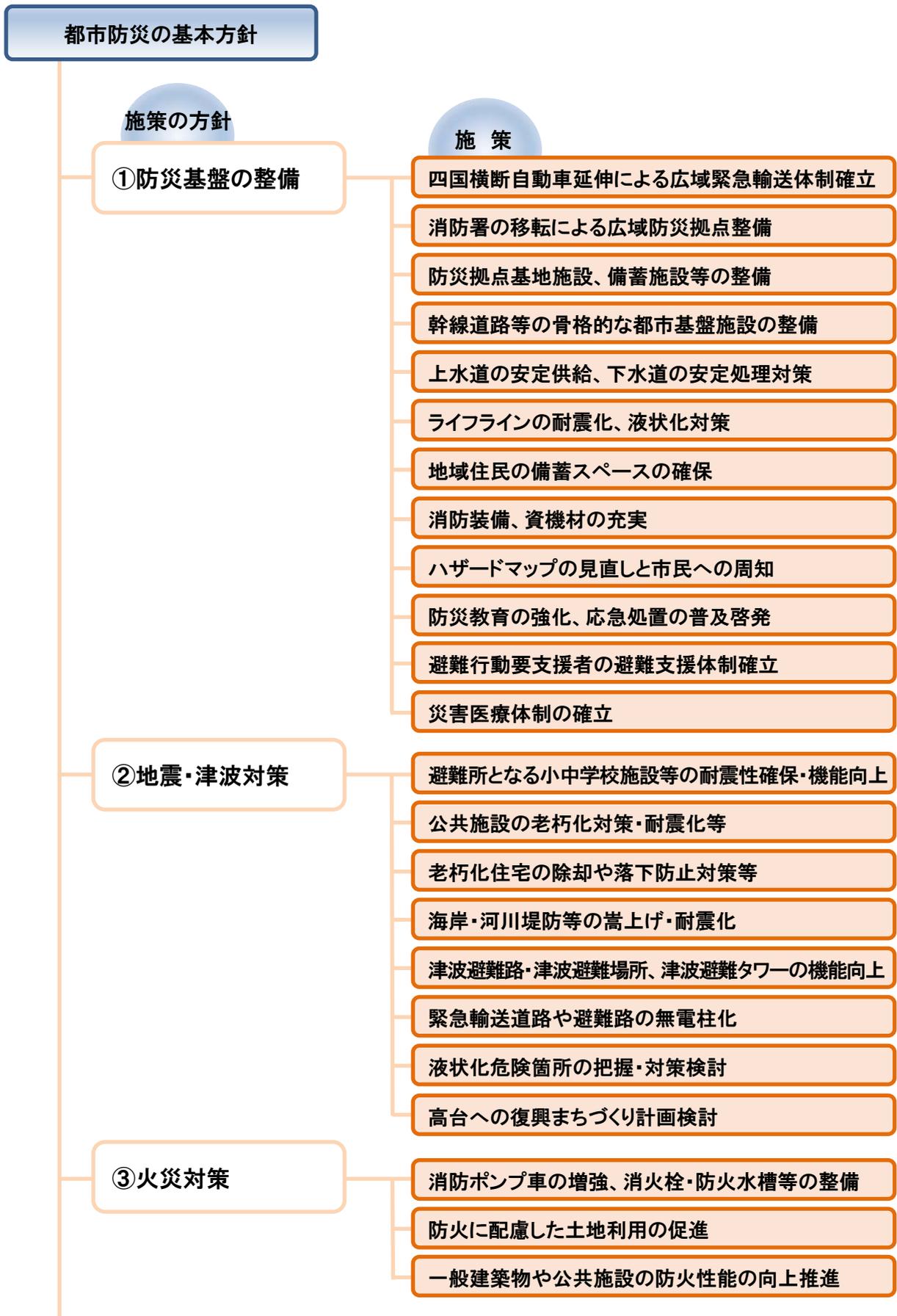
(※概ね百年に一度の大雨による予測)

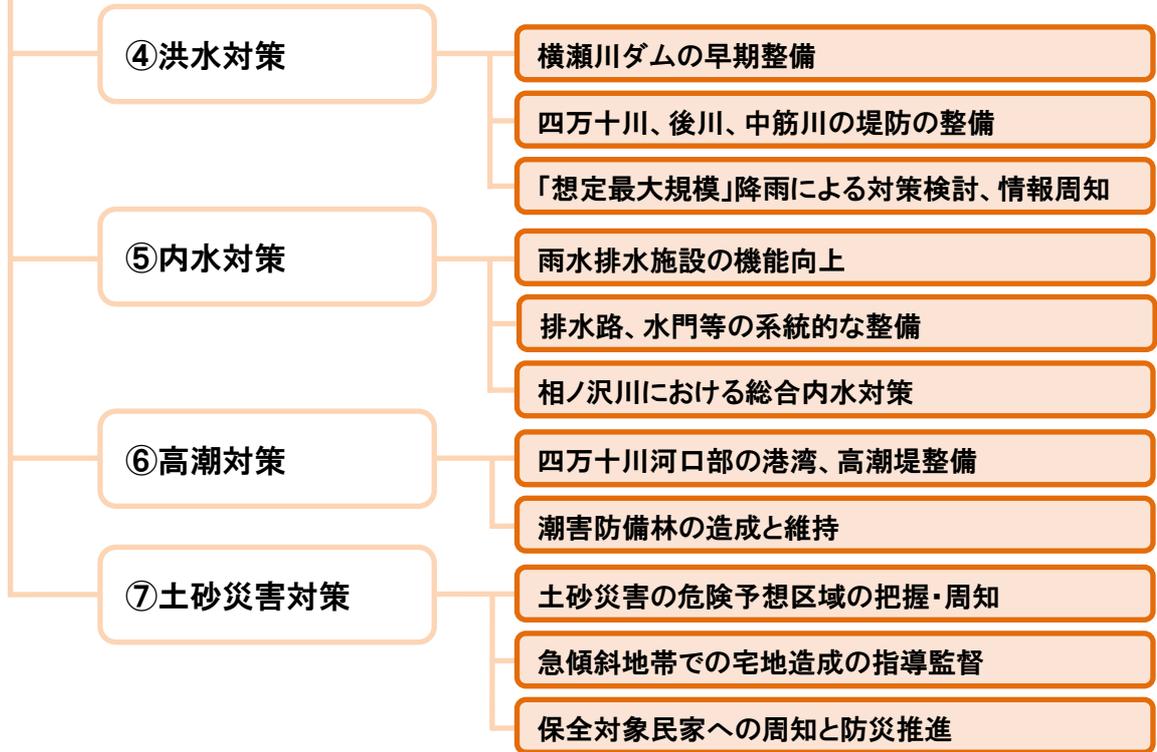


資料：四万十市（平成 22 年 3 月作成）



2) 方針の体系





3) 基本方針

○本市では「命を守る・つなぐ」ことを基本とし、「四万十市地域防災計画（一般災害対策編）」、「四万十市水防計画」、「四万十市地域防災計画（地震・津波被害対策編）」等に基づき、ハード・ソフトの両面から、南海トラフ地震・津波対策をはじめ、四万十川の洪水や内水を含む風水害対策など、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進して、強くて安全・安心なまちをつくります。



4) 都市防災の方針

①防災基盤の整備

◇四国横断自動車道延伸による広域緊急輸送体制確立

四国横断自動車道の四万十町方面から本市への延伸、及び、既に共用中の中村宿毛道路との接続により、災害時の広域緊急輸送体制を確立します。

◇消防署の移転による広域防災拠点整備

四国横断自動車道の延伸を見据え、広域防災の面でも「四国西南の中心都市」となるよう、国土交通省や警察などの既存の施設と連携可能な消防署の整備を推進します。

◇防災拠点基地施設、備蓄施設等の整備

災害時に生命を守るための避難先、及び、防災活動を行う拠点として、防災拠点基地施設、防災活動拠点施設、防災コミュニティセンターの整備を行います。また、避難先としても活用でき、負傷者の搬送、物資の輸送のためのヘリポートとしても活用可能な防災広場の整備を行います。

災害時、外部からの支援が届くまでに必要な物資を備蓄するための防災備蓄倉庫、飲料水等の確保を行うための耐震性貯水槽、停電時に対応するための自家発電施設を整備することで、緊急時への備えを図ります。

◇幹線道路等の骨格的な都市基盤施設の整備

避難路、指定緊急避難場所、火災延焼遮断帯、防災活動の拠点ともなる幹線道路（緊急輸送道路）、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設の整備を推進します。

◇上水道の安定供給、下水道の安定処理対策

上水道の安定供給、及び、下水道の安定処理に向けた、上下水道管・施設の老朽化対策と耐震化、液状化対策を促進します。

◇ライフラインの耐震化、液状化対策

電気、通信施設などのライフラインについて、地震時の安全性と信頼性を高めるために耐震化を促進します。

また、地震等による市民生活への影響を最小限に抑えるため、液状化対策を促進します。

◇地域住民の備蓄スペースの確保

災害時の指定避難場所やその周辺において、地域住民が自ら備える備蓄スペースを確保し、災害時の緊急物資の確保を行い、同時に地域住民の防災意識の向上に努めます。

◇消防装備、資機材の充実

複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。



◇ハザードマップの見直しと市民への周知

災害ハザードマップの見直しとともに、市民への周知徹底を図ります。

◇防災教育の強化、応急処置の普及啓発

子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。

市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等へのAEDの設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的を実施するとともに、AEDの耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行います。

◇避難行動要支援者の避難支援体制確立

避難行動要支援者名簿の作成と、避難支援の個別プランの作成を進めます。

福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備、資材、医療的ケアなどの準備を進めます。

◇災害医療体制の確立

大規模災害時において医療救護活動の万全を期すため、拠点となる市民病院の機能を確保するとともに、防災訓練の実施やDMAT（災害派遣医療チーム）の整備など、医療救護体制の強化に努めます。

②地震・津波対策

◇避難所となる小中学校施設等の耐震性確保・機能向上

被災時に地域住民の重要な避難所となる小中学校の校舎、及び、体育館（屋内運動場）等の耐震・劣化診断と補強・改修を行って、耐震性を確保します。

また、自家発電施設や生活用水を確保するための井戸を設置し、避難所の機能向上に努めます。

◇公共施設の老朽化対策・耐震化等

公共施設の耐震化を行うとともに、特定建築物（耐震改修促進法第6条）のうち、災害応急対策の実施拠点や避難所となる病院、庁舎などの耐震化を行います。

また、一般建築物においては、耐震診断の必要性の普及・啓発を図り、耐震改修補助制度も活用しながら、耐震改修を促進します。

◇老朽化住宅の除却や落下防止対策等

老朽化した住宅の除却を促進し、屋外広告物や窓ガラスの落下防止、工作物の耐震化を促進します。

◇海岸・河川堤防等の嵩上げ・耐震化

地震、津波時に対応するため、海岸・河川堤防の嵩上げや耐震化を図るとともに、水門・樋門についても耐震対策を促進します。



◇津波避難路・津波避難場所、津波避難タワーの機能向上

「命を守る」対策として進めてきた津波避難路・避難場所や津波避難タワーについて、適正な維持に努めるとともに機能向上を図ることで、津波からの安全を確保します。

◇緊急輸送道路や避難路の無電柱化

緊急輸送道路や避難路において、電柱倒壊による道路遮断の防止や、電力・通信網の切断被害の軽減等を図るため、無電柱化を推進します。

◇液状化危険箇所の把握・対策検討

液状化箇所の判定等を実施し、危険箇所の把握に努めるとともにその対策について検討します。

◇高台への復興まちづくり計画検討

最大クラスの津波により甚大な被害が予想されている地域については、発災後または事前復興も視野に入れ、自然環境や農地との調和を図りつつ、太平洋沿岸の優良な高台（平野・双海地区等）に移転する「復興まちづくり」の検討を進めます。

併せて低地部については、海岸保全施設等により一定の安全性を考慮したうえでの土地利用を検討します。

③火災対策

◇消防ポンプ車の増強、消火栓・防火水槽等の整備

火災時に備え、消防ポンプ車の増強を行います。また、地震時の火災にも備えて耐震性のある消火栓、防火水槽等の整備を行います。

◇防火に配慮した土地利用の促進

特に市街地の延焼を防止するために、準防火地域については、現在指定されている場所を継承し、さらに必要な指定を行うことで防火に配慮した土地利用の促進を図ります。

◇一般建築物や公共施設の防火性能の向上推進

一般の建築物や公共施設において、防火性能の向上を推進します。

一般家屋においても、火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進します。

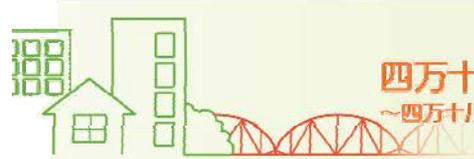
④洪水対策

◇横瀬川ダムの早期整備

洪水調整機能を有する横瀬川ダムの早期整備を促進します。

◇四万十川、後川、中筋川における堤防の整備（築堤・断面確保・輪中堤など）

台風や集中豪雨による洪水に備え、四万十川、後川、中筋川における無堤地区への堤防整備や、河川断面不足箇所における断面確保のための河川改修等を行います。



◇「想定最大規模」降雨による対策検討、情報周知

水防法の一部改訂に伴い、「想定最大規模」降雨による浸水想定区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況を調査し対策を検討します。また、それらについて情報の周知を行います。

⑤内水対策

◇雨水排水施設の機能向上

雨水排水施設の長寿命化対策等により施設の機能向上を図ります。

また、必要に応じ、公共下水道（雨水）事業区域の見直しを検討します。

◇排水路、水門等の系統的な整備

内水はん濫が想定される地域において、排水路や水門の整備を系統的に行い、内水対策を実施します。

◇相ノ沢川における総合内水対策

相ノ沢川流域の低地帯では、内水はん濫による浸水被害が危惧されており、内水排除等の浸水を軽減する対策を総合的に実施します。

⑥高潮対策

◇四万十川河口部の港湾、高潮堤整備

四万十川河口部（下田地区）において、高潮の被害を防止するため、港湾、高潮堤の整備を促進します。

また、下流域の越波及び下田港の航路における船舶航行の安全確保とともに、治水面・環境面の双方に影響を与える可能性がある砂洲について、監視・把握し復元を目指す検討を進めます。

◇潮害防備林の造成と維持

高潮発生時はもとより、津波発生時においても防災効果が維持・発揮できるよう、沿岸部への防備林の造成と適正な維持管理を図ります。

⑦土砂災害対策

◇土砂災害の危険予想区域の把握・周知

がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険が予想される地区を把握し、危険箇所の周知を行い、災害リスクの低減を図ります。また、急傾斜地崩壊対策事業等の活用により、必要な対策を講じます。

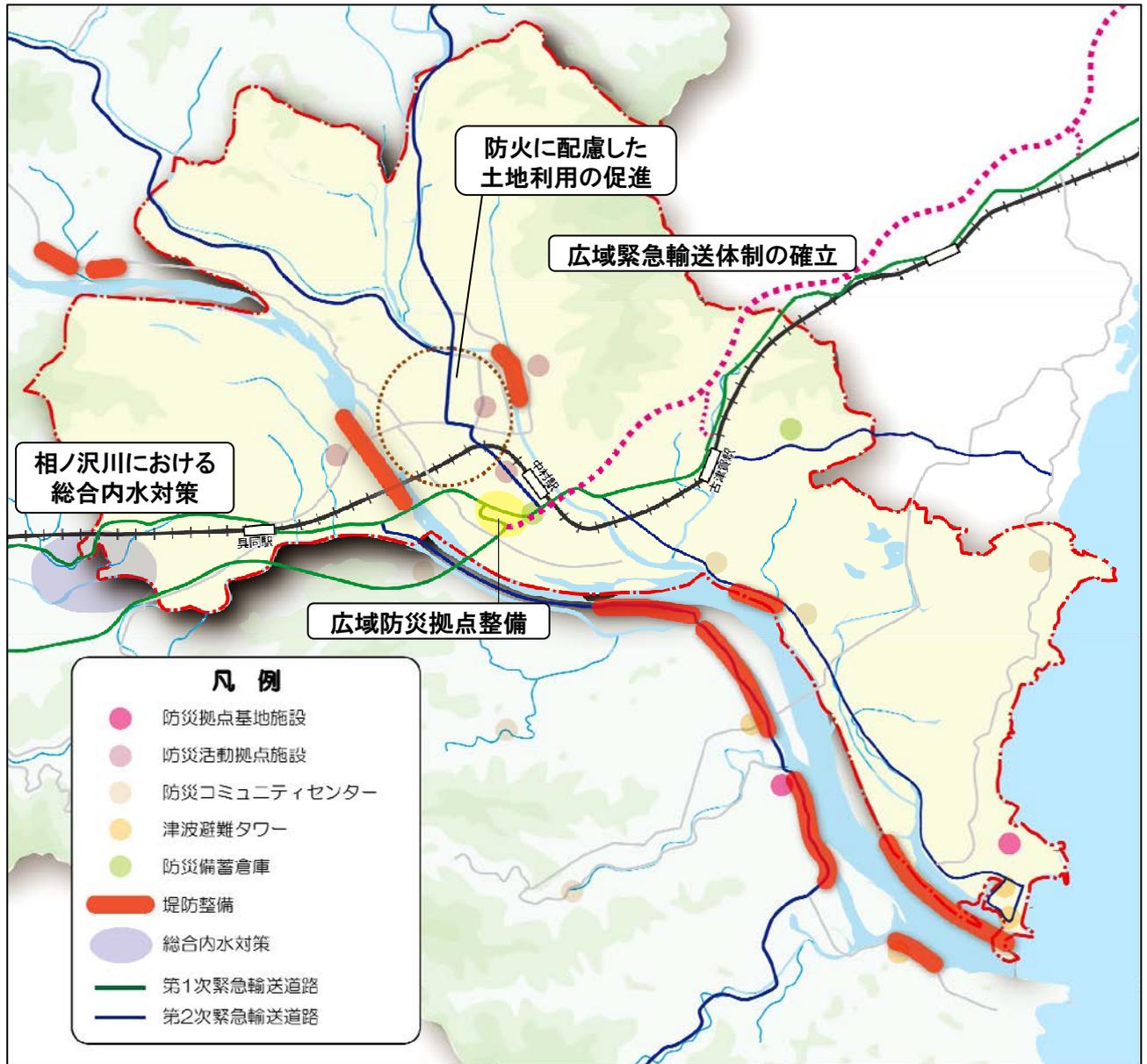
◇急傾斜地帯での宅地造成の指導監督

がけ崩れや土石流等の発生の恐れがある地区については、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等における建築物の立地を制限するとともに、既存の建築物の移転を促進します。



◇保全対象民家への周知と防災推進

保全対象民家にリスクと対策の周知をおこない、防災情報の提供に努め、防災訓練や防災研修の実施を推進します。



《都市防災の方針図》